

第三十八回国会 参議院内閣委員会会議録第十一号

(一〇三)

昭和三十六年三月二十三日(木曜日)

午前十時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 石原幹市郎君
村山 道雄君
伊藤 顕道君
山本伊三郎君

委員

大泉 寛三君
木村篤太郎君
大谷藤之助君
中野 文門君
一松 定吉君
千葉 信君
鶴岡 哲夫君
松本治一郎君
田畑 金光君
辻 政信君

内閣総理大臣

池田 勇人君
大蔵大臣 水田三喜男君
自治大臣 安井 謙君
内閣大臣 小澤佐重喜君

政府委員

法制局長官 林 修三君
総理府総務長官 藤枝 泉介君
行政管理庁長官 山口 西君
防衛庁人事局長 小野 裕君
科学技術庁長官 島村 武久君
長官官房長 福家 俊一君
運輸大臣官房長 辻 章男君

運輸省船員局長 吉行市太郎君
運輸省港務局長 中道 峰夫君
運輸省自 運車局長 國友 弘康君
運輸省観光局長 津上 毅一君
自治政務次官 渡海元三郎君
自治大臣官房長 柴田 護君

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

- 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

三月十八日予備審査のため本委員会に付託されました国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(水田三喜男君) たいだいま議題となりました国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきま

して、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、現行の国家公務員等退職手当法におきましては、職員としての引続きいたる在職期間を基礎として退職手当の額を計算することを建前としておりますが、現行法の前身である国家公務員等退職手当暫定措置法施行日、すなわち、昭和二十八年八月一日前における外地官署引揚職員及び追放職員並びに軍人軍属等であった職員が退職期間については、当時の特殊事情等を考慮して、外地官署引き揚げ等によって退職した後、一定期間内に再び職員として就職した場合には、前後の在職期間を通算する等の特例を設けております。これに反し、昭和二十八年八月一日以後において、外地官署所属職員等であった者が本邦に帰還して再就職した場合には、この動続期間の計算の特例が認められておりませんので、昭和二十八年八月一日前の外地官署引揚職員等に比し不利な扱いとなつております。従いまして、今回、昭和二十八年八月一日以降の外地官署引揚者等であった職員についても、動続期間の計算について、同日前の外地官署引揚者等であった職員と同様の特例を設けることとしております。

第二に、現行の国家公務員等退職手当法におきましては、職員が退職し、即日再採用される場合等においては、前後の在職期間を引き続きしているものとみなし、退職手当を支給しないこととしておりますが、昭和二十八年七月

三十一日以前においては、職員の在職期間が引き続いていない場合においても、退職手当を支給したことがありま

すので、このような場合には、その職員の最終退職時の退職手当を計算する際、さきに支給を受けた退職手当の計算の基礎となつた在職期間を除算することとしております。このため、外地官署引揚職員等については前後の在職期間を通算する旨の特例が設けられていても、引き揚げ等により退職いたしました際退職手当の支給を受けておりました場合は、さきの退職手当の計算の基礎となつた在職期間が除算されることとなり、不利益を受ける結果となつております。昨年、国家公務員等退職手当法の一部を改正して、公庫等から復帰した職員に対する退職手当にかゝる特例を設けることといたしました。が、今回、外地官署引揚職員及び追放該当職員並びに軍人軍属等であった職員の退職手当につきましても、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、公庫等から復帰した職員に対する退職手当にかゝる特例に準じて、その者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算につき特例を設けることとするものであります。すなわち、従来、外地官署引揚職員等の退職手当の額の計算につきましては、引き揚げ等による退職のときに支給された退職手当の計算の基礎とされた在職期間を除く在職期間を基礎として退職手当の額の計算を行なうことといたして

おりますが、今回これを改め、当該退職者の再就職前後の在職期間を合算することとした場合受ける退職手当の支給割合から、再就職前の在職期間に対応する支給割合を控除した割合を退職時の俸給月額に乘じて得た額を退職手当として支給することとしようとするものであります。

なお、これらの特例は、昭和三十六年三月一日以後の退職者について適用することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、三月二十日予備審査のため本委員会に付託されました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(水田三喜男君) たいだいま議題となりました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

行法について所要の改正を行なうとともに、共済給付に関する規定を整備いたそうとするものであります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

国家公務員共済組合法の一部改正につきましては、まず第一に、健康保険法の一部改正に伴い、育児手当金について二千四百円を一括支給することとするともに、出産費及び配偶者出産費についてそれぞれ六千円及び三千円の最低保障額を新たに設けることとしております。

第二に、厚生年金保険法の一部改正に伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第三に、傷病手当金の起算日については、従来一律に療養のため勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から起算することとしておりましたが、その者に俸給の全部または一部が支給されることにより傷病手当金の全部が支給されないときは、その傷病手当金の支給が実際に始められた日から起算することとしております。

第四に、公務による廃疾年金または公務による遺族年金に要する費用について国が全額を負担することとしております。

第五に、国家公務員が任命権者の要請に基づき公庫等の職員となり、さらに引き続き国に復帰した場合において、その公庫等の職員期間を組合員期間に通算し得る措置を統一的行なうこととしております。

第六に、共済組合の組合職員が国の職員となつたとき、または国の職員が

組合職員となつたときは、その者の選挙により、相互の組合員期間を通算し得ることとしております。

次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正につきましては、まず第一に、旧勅令による共済組合の組合員であつた期間を旧長期組合員期間とし、これにより引き続いていない旧勅令による組合員期間も年金額計算の基礎となる期間として取り扱うこととしております。

第二に、恩給法の一部改正に伴い、旧軍人軍属の職務加算等を在職年に算入することとするともに、旧日本医療団職員期間及び外国政府職員期間を組合員期間に算入することについて所要の改正を行なうこととしております。

第三に、同じく恩給法の一部改正に伴い、公務による廃疾年金の最低保障額を引き上げることとしております。

以上が国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、自治省設置法の一部を改正する法律案、総務省設置法の一部を改正する法律案、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案及び運輸省設置法の一部を改正

する法律案、以上四案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

政府側より出席の方々は、池田内閣総理大臣、小澤行政管理庁長官、林法制局長官、山口行政管理庁長官、柴田自治大臣、辻運輸大臣官房長、柴田自治大臣官房長の方々がご登壇いたします。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○千葉信君 池田総理にお伺いいたしますが、池田総理は、十七日の閣議を通じて、国家公務員、地方公務員あるいは公共企業体の職員の組合運動について、違法不当行為に対して、国家公務員法、公労法、庁舎管理権によって厳正迅速に措置し、綱紀を引き締め、職場規律を確保しようという指示をなさいました。私は、法治国家である限り、嚴重に法律を守れということをお首相がやられることは当然だと考えております。ただ、ここで問題になりましては、今政府の方から各省設置法が統一提案されてきておりましたが、この問題に関連して、私は、公務員等に對し、また国民に対しては法律を守れという厳命をされる政府なり首相なりが、法に違反するような事実があるというときは、私は絶対看過できませんので、きょう首相の出席を求めて、その問題についてお尋ねをするわけですが、これも新聞の伝えるところによりますと、二十五日に初会合を開くというので、暴力防止懇談会委員を二十日の日に任命することになったと報じております。実は、行政機関の中にある各種行政審議会ないしは調査会等々の問題について、私は、岸前首相に、その審議会等のうち、違法なもの、法律に違反して設けられているものについては、政府としてはこれをすみやかに

廃止すべきだということを追及し、その結果、逐次政府の方でも整理をされたようであります。ところが、現在各種審議会等の状態を見ますと、法律に基づいて設置されたものが二百六十二あります。それから閣議決定に基づいて設置されたものが五つありましたのが、この暴力防止懇談会の設置によって六つになりました。このほかにもこれに類似の機関が二十七件あります。せっかく私はこの問題等について政府の法律違反の行為を許すことができないという立場から政府を追及し、逐次整理をされてきたのにもかかわらず、池田内閣になりましたから外交問題懇談会が設置されました。今回またこの暴力防止云々の懇談会が設置されようとしております。これは国家行政組織法によりまして、こういう閣議決定の機関を設置することは、行政組織法上許されておらない。第八条によつて、それ以外の政令、訓令等で設けられている二十七のこの調査会、懇談会等も、違法な存在でございますので、私は、前回の委員会で小澤行政管理庁担当大臣に対して追及いたしました。まあ小澤さんは善処するという約束をされましたが、しかし、一方で行政管理庁の担当大臣がそういう答弁をされても、片方では、依然として政府部内で暴力防止懇談会などというものが閣議の決定に基づいて設置されるというところは、これ閣議懇談会もはなはだしいし、しかも、政府みずから違法行為を行なうということになりますので、私は、この際、池田さんの所信をお尋ねしたいと思つてきょう質問した次第ですが、首相はこの点に対してどう対処されますか。

○国務大臣(池田勇人君) 行政組織法第八条におきまして、行政機関としての審議会、調査会等を設けることはお話し通りでございます。で、私は、いろいろな百般の事柄につきまして、やはり民間の方々の意見を聞き、聞くというのには語弊がございますが、民間の方々の率直な意見を聞き、意見を互いに話し合つて、そして、それについての意見を参考と申しますか、材料にしていくということはやむを得ない、また、必要な場合もあると思つて、これがやはり民主的な、しかし、専門的なことだと思つてお話をあります。この外交問題懇談会にいたしまして、これが一つの行政機関として意思決定をするというふうなことは、これはいけません。これは絶対にいけません。大きな問題につきまして民間の専門家等がお互いに話し合うという一つの懇談会——意思決定をせずというふうなことは、私は政治をする形として、ごく軽い意味でやつた方がいいんじゃないか。ことに暴力防止懇談会にいたしまして、専門的な知識を持つておられる方、また、民間の有識者等が意見を述べ合うということを他山の石として聞くということ、行政機関としての審議会ではなしに、私は最小限度においてははやむを得ないのじゃないか。もちろん、千葉さんが過去数年にわたつて、この問題につきまして非常に熱意をもつて、誤まりのないように政府を督促しておられることはよく存じております。また、こういう問題が閣議に出ました場合には、常に問題になつておる。しかし、最小限において専門家の経験その他意見を述べてもらう機会を作り、そしてそれを民主的に

意見の交換ということであれば、意思決定というのではなしに、私は、ある程度は大目に見ていただく場合もあると考えまして、外交問題懇談会、それから暴力防止懇談会というものは、フリーな民間の方々の意見発表会というくらいに心得ておるのであります。しかし、行政組織法八条の關係もございまして、その意見が行政機関としての意見になるようなことは、厳に慎まなければならぬと思っております。

○千葉信君 どうも池田さんは、財政等に関しては胸をたたく資格があつても、事この問題に關する限りは、非常に馴れないお考えを私は持ちちであることに非常に遺憾の意を表します。池田さんの言われるように、政府としては、あるいは行政機関としては、民間の創意工夫を行政に反映するしないは別として、そういう意見を聞く機会を持つことは意義があるということを言われましたが、私はその通りだと思ふ。しかし、その懇談会という場合であろうと、民間の意見を、付属機関であろうと、一つの機関を持つて、それを常置して、そうしてその意見を行政に反映させるような措置を講ずる場合には、国家行政組織法によりまして、法律で規定をしろと明確に規定されております。しかも、その外交問題懇談会に例をとつてみましても、外交問題懇談会の場合には、その存置あるいは廃止の理由という項目のところ、本懇談会は、わが国外交を広く国民的視野と理解のもとに行なうために協議懇談するためのものであり、存置の要がある。こうはつきり政府としては必要だということを主張して、しかも、この懇談会の意見なり結論とい

うものを、政府は行政としての外交に反映するといふ措置をとつておられるのです。私は、軽い意味で話そうと重い意味で話そうと、そういう組織を作つて、その組織を通じて意見を聞くというやり方は、正式に諮問するしなという問題に關係なしに、今申し上げたような場合でも、私は、国家行政組織法の規定では、はつきりとして組織を持つ場合には法律の定めるところによれと規定しております。その委員会もしくは審議会等には二つの種類がありまして、一つは行政権を持った委員会でありまして、これは国家行政組織法第三条で規定された各省庁と同様に、行政権を行使できる委員会でありまして、それ以外の、今首相が言われたような、軽い意味で民間の意見を聞くとか、あるいは軽い意味で諮問をするとか、あるいは懇談の中から政府の行政について意見を聞くとか、それに寄与するための話し合いをするというやうな場合でも、一切がつかい合めて、第八条の規定によりまして、法律によつて、こう定められておる。その国家行政組織法というものは、内閣の統轄のもとにおける行政機関の組織の基準をこの法律が定め、同時に、内閣の統轄のもとに、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統的に行政機関は構成されなければならぬ。そうして、その行政機関が必要とする国家行政組織法第八条にいうところの各種審議会あるいは調査会等々の付属機関の場合には、今首相が言われるやうな、大目に見てもいいじゃないかというやうな、そういうものも一切がつかい合その付属機関は、これも法律の定めるところによると、こう

規定されておる。それを池田さんは、この程度のもは大目に見てもいいじゃないかということをやられますが、問題になりますことは、さらにもう一つあります。それはどうか、というところ、暴力防止懇談会の方もおそらくそうだと思いますが、この外交問題懇談会等に対して日当を二千円ずつ支払つております。国家公務員法の第二条によりまして、国の職員でない、あるいは行政機関の職員でない、特別職や一般職以外の者を置いて、それに給与を払つてはならないと、こう規定しております。今の給与法によつて、この外交問題懇談会の委員に払つて日当に對して、給与であるという見解をはつきりとしておられます。ですから、軽い意味で意見を聞くのだから法律によらなくていい、という政府の考えは、明らかにこの国家行政組織法第十八条を無視した行為になっておられます。ですから私は、この際政府としては、はつきりと法律に規定されておる事項ですから、外交問題懇談会あるいは今回設けようとする懇談会、その他労働問題懇談会等を含めて、六つのこの機関は即時廃止をするか、さもなければ、あらためて政府としては各省設置法を通じて、正式に法律化するといふ行動に出ることなしには、私は、各省設置法全体の問題でありますから、今政府提案の各省設置法について審議をすることができないといふ条件があると思ふ。私はそうしなければならぬと考へております。この点もう一度明確にお答え願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 今、千葉さんは、審議会あるいは調査会といふものは行政組織法第八条に基づいておるべきだ、こういうお考えのようでございますが、私は、行政機関としての意思決定をするものでなければ第八条には抵触しないといふ出発から言つておるのでございまして、行政組織法によりまして、行政機関としての意思決定をする調査会、審議会、懇談会等、これはもう法律によらなければならぬ。ただ、時々問題につきまして、お互いに民主的に意見を交換し合つておるやうなものであつたら、行政機関と私は言えないんじゃないかと思ふ。それは乱に流れてはよくございませぬけれども、民間の方々の腹藏のない意見を開陳する機会を持つといふくらいに考へてみるならば、私は行政組織法に違反しないと思つておられます。なお、外交問題懇談会の方々に日当をやつておることにつきましては、法制局長官から給与法に基づいて理由を御説明させていただきます。

○政府委員(林修三君) この給与の問題は、これはもう千葉先生御承知のことだと思ひますが、一般職の給与法の二十二条、あるいはそれが特別職である場合には特別職の方の給与法を準用しておられますが、委員、顧問、その他これに準ずる非常勤職員に對する給与、こういうもので出しておると考へるわけでございます。この規定は、御承知のやうに、いわゆる正式の申請をしますか、第八条に基づきますいろいろな審議会、調査会の委員に對してもこの規定によつておられます。それでない、たとえば個々の委員、あるいは個人の参与等をいろいろの行政機関が置いておられて、あるいはその他の非常勤職員も置いておられて、これは

結局国家行政組織法では、一般基準の以上のものは法律あるいは政令になつておられますが、それ以下のものは予算措置でできることになつておられます。そういうものは給与法の二十二条で支払つておられます。この点は、実は正式の、いわゆる八条機関でない今の懇談会のような委員についても、これは予算措置であれば、私は二十二条の支払いはできるもの、従来もそういうことでやつておると思つておられます。

それから、ちよつと今の総理の御答弁を補足いたしますと、いわゆる行政機関と総理が言われましたのは、八条のものを含めて、いわゆる三条の行政機関でない八条の審議会、調査会も一種の行政機関でございまして、そういうものも、いわゆる機関意思を決定するやうなもの、これはもちろん八条の機関でなければならぬ、こういう法律の根柢になります。しかし、私どもといたしましては、従来こういう懇談会といふやうなものを置くことの議が出る場合に、常に千葉先生のおっしゃることをよく注意して実はやつておるわけでございますが、個々の委員を集めて懇談の場を持つ、それで、その懇談会なり、懇談会としての機関の意思を決定するものでない、こういうものは、今実は個々の人を役所に呼んで話を聞くといふことが許されている以上は、これは八条に抵触するものでなからう、かやうに考へて、そのけじめは実はつけておるつもりでございます。

○千葉信君 どうも法制局長官ともあろうものが、さつぱり法律私を納得させる答弁をしておられぬです。給与法の二十二条の關係についてはあなた

が言つた通りです。しかし、給与法二

十二条は、委員とか参与とか、一般職の非常勤職員に対して手当を払うことのできる条件をきめた二十二条であつて、これはあくまでも政府の正式な機関に勤務する、もしくは正式な付属機関に勤務する非常勤職員に対して給料を支払ふ場合のことを規定したものであつて、違法なもので、しかも、国家行政組織法上違法な組織の中で働く者に対して二十二条は賃金の支払いを認めていないです。むしろ逆に、公務員法の二十二条なり、あるいは給与法の罰則の適用という関係については、はつきり正規の機関なり、正規の付属機関に勤務する職員もしくは正式に採用され、もしくは臨時職の職員等を除いて、正規の者以外の職員を置いて賃金を支払つてはならないという規定があります。第二条にその規定に該当するのが、この閣議決定と称する、付属機関でもない、正式の機関でもない、そういうものに非常勤職員を置いて、それに賃金を支払う場合には、公務員法の第二条によつて、これははつきりと給与法上の違反行為になる。これには、しかも罰則があります。一年以下の懲役、三万円以下の罰金という罰則があります。政府のやつてゐる行為はこれに該当する。首をかきけるけれども、私は、法制局長官がこんなことわからぬはずがないと思う。しかも、その次に池田さんにお尋ねをしますが、第八条の関係というのは、これは政府の付属機関ではあるけれども、行政委員会じゃないのです。従つて、第八条に規定する委員会というのは、行政権も持たなければ、行政意思の決定をする機関でもないのです、これは。そういう行政委員会は第三条の方

で規定しております。第八条で規定している第三条の行政機関としての委員会以外の調査会あるいは諮問機関の場合には、これは初めからその行政意思を決定する機関でないのです。政府から諮問されたから、その諮問に答えるとか、政府から調査を依頼された問題について調査をするとか、そういうものを政府の方へ出して、政府の方であらためてその問題をどういふふうに行政に反映さしていくかということ、それは政府の自由意思です。ですから、一切の行政権に關係のない機関が、この第八条の委員会もしくは調査会が、何か行政権とこれが關係あるような総理大臣の御答弁は、全然誤まつております。そしてこの第八条の中でお申したように、閣議で決定したり訓令で決定したりしている第八条まがいの脱法行為の機関があるから、私はそれはいかぬと、こう言つてゐる。もう一度お二人からそれぞれ御答弁を願います。

○政府委員(林修三君) その前段の部門でござりますが、今おっしゃいますことは、結局いわゆる懇談会の委員でございませうか、これがいわゆる国家行政組織法第八条違反の存在であるという前提の御議論でございまして、その問題に結局帰すると思つてございします。いわゆるこれはまあ千葉委員もよく御承知の通り、個々の非常勤職員、これを置く根拠は、別に今法律でも政令でもないわけで、予算で普通の非常勤職員については置けるわけでありませう。そういうものについては、十二条で給与を支払い得るようになつております。従いまして、今の懇談会の委員等がそれ並みと言ふかどうかというところに結局はなるわけでございます。これは結局そこで懇談会の性格に戻つてくるわけでございますが、先ほど、これはまあ総理の言われましたいわゆる行政機関という言葉、今、千葉委員は、これは第三条の行政機関に限つておとりになつてゐるのでございしますが、第八条の付属機関、いわゆる付属機関でございませう、これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決定し、それを使用する意味のいわゆる行政機関でないことは、これはもうおっしゃる通りでございます。しかし、この第八条の機関といふことも、一種の行政機関に付属する機関でございまして、その機関としてのたとえば意見を答申する、あるいは建議するといふ権限を与えられております。そういう意味においては、一種の広い意味の行政機関、三条の行政機関ではございませうが、広い意味の行政機関、そういう意味で総理はこれを言われたのだと思ひます。いわゆる何とか審議会、何とか調査会といふものとして、総理大臣なり各省大臣から意見を諮問する、それに対してその調査会なり審議会としての意見を答申する、こういうものであれば、もちろんこれは第八条の規定に従つて、法律に基づいて設置する。それで、それをもちろん政府として、従来も私も、まあ法律審査の立場から、もちろんその方針で、これは嚴重に各省にも言つてございませう。その立場で言つております。ただ、この外交問題懇談会、暴力防止懇談会といふのは、まさにその実は個々の意見を一堂の場に集めて、そこで

いわゆる意見を聞く、あるいは意見を述べさせる、そういうまあ一つの何と申しますか、懇談会としての機関意思を決定するものじゃなくて、個々の委員の意見の集成をする、まあそういうふうには実は考え得るものじゃないか。そういうものまでこの八条で必ず法律によれといつてゐるものなのじゃないんじやないか、そういうふうな考えでいるわけですか。この暴力防止の懇談会が、これが実は一つの機関としての意思を政府に答申するということになれば、これはもちろん法律に基づいて設置すべきもので、これはそういう計画も今あるようですが、そういうところで私どもはけじめをつけて、もちろんこれが第八条の脱法行為的なものに使われてはならないわけでございます。その点は私どもも、実は常に各省に対してはいろいろ嚴重に注意はしております。行政管理局も、もちろんその立場でやつてもらつてゐるものだと思つております。そういう意味で私は一応けじめはついておる、かように考へております。

○国務大臣(池田勇人君) 法制局長官が答えた通りでございますが、私は、この懇談会なり調査会が何かの意思を決定するといふのであれば、これはもう法律に基づかなければならぬと思つて、従いまして、暴力防止の懇談会にいたしまして、その懇談会が懇談会として意思決定する、こうあるべきだ、これはよくないといふふうな意思決定をする段階になりますれば、これはもちろん法律による懇談会にいたしたいと思ひます。そういうことで単に意見を述べ合ふ場といふことになれば、私は八条の違反とは考へておりませぬ。これが意思決定をする、答申するということになれば、もちろん法律によることは法制局長官から答へた通りでございます。

○千葉信君 どうも政府の方では、国家行政組織法の根本の考えなり方針といふものを全然理解してゐない。そこに私は問題の混乱があると思つて、その国家行政組織法といふのは、責任内閣、議院内閣制に基づいて、行政機関の勝手な行動を許さぬ、そしてその行政を執行するための行政機関のあり方については、明確に国家行政組織法で一定の基準を定め、しかも地方の支分部局なり地方の付属機関に至るまで、一切が法律で明定するといふのがこの国家行政組織法の精神なんです。ですから、今お話をあつたやうに、非常に軽い意味に扱つて、あるいはまた軽い意味の意見を聞いて、それをそのまま集約して行政の上で役立てる懇談会だから、これは大したことはないからこの第八条に該当しないんじゃないかといふことを言われませうが、それでもだめなんです。なぜだめかといふと、それは常置される機関であり、しかも、そこに民間人が集められて、その民間人に対して賃金を支払う、そういうやり方をすることを行政で勝手にやつてはいかぬといふので定められたのがこの国家行政組織法なんです。ですから、たとい懇談会であらうと、その意見を行政に役立てようと役立てまいと、政府がそういう行動で法律を無視することは許さぬといふのがこの国家行政組織法です。しかも、この第八条というのは、委員会もしくは調査会あるいは懇談会等も含めて、第三条の行政委員会以外の行政機

関に付属する機関の場合も、一切これを法律で規定しろとなつてゐる。この条文を読んだら、私は政府のような見解のできつこはないと思ふ。読んでみましようか、第八条というのは、第三条の各行政機関には、前条の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会（諮問的又は調査的なもの）を第三条に規定する委員会以外のもの（云々）、明確じゃありませんか。たとい懇談会という名前をつけよう、調査会という名前であらうと何であらうと、一切の行政機関に付属する機関としてのそういう懇談会、調査会等は、この第八条の規定するところによれば、全部法律で定めなければならぬ。政府の方でも、何のかんのか、答弁は私たちにしますけれども、従来の政府のやつたああいうやり方を見て、行政管理庁から、絶えず各省に対して、そういうものを設けては困るといふことが言われておる。しかも、そういう機関が設けられて、堂々と白昼公然と違反行為をやつてゐるのは、これは行政管理庁の見解そのものもあやふや、見解があやふやであるから、私は、妥協的というか、追隨するといふか、そういう態度で過してゐるから、いつまでたつてもこの問題はきれいに片づかない。政府の言つてゐるような、そういう懇談会だからなどということは、全然この法律の条文からいけば理屈にならないんです。あなたの方のおつしやるようなものであつても法律できめろと、はつきり規定してゐるじゃありませんか。池田さんどうですか、この問題。やっぱり理屈にならない

いそういう理屈をあなたがおつしやいます、この程度のものは大目に見てほしいなどというの、私は筋の通らぬ言ひ方だと思ふ。

○国務大臣(池田勇人君) この行政組織法は、一つの意思決定機関を前提として規定したものと私は考へております。で、意思決定でも何でも、単なる意見の交換の場所といふことにつままして、これは法律によらなければならぬと思ふは要求してゐるんじゃないと思ひます。詳しくは法制局長官から……。

○政府委員(林修三君) これは今、千葉委員がおつしやる通りに、名称は何であれ、いわゆる第八条に該当するよるな機関は法律によるということはおつしやる通りだと思ひます。これは、かりに懇談会といふ名前をつけようと、実態がこゝでいう第八条の機関に当たらないものであれば、これはもちろん法律によることは当然で、われわれも従来考へておりました。しかし、要するに問題はその実態なんぞでございませう。で、私も行政管理庁も、各省に特に嚴重にこの点の第八条違反のものを作つてはいかぬといふことを言つておりました。常にまたそういう注意はしておるわけでございます。しかも、このごとの実態といたしまして、まず第一に、これは一つの極端な例を申ししますと、たとえば行政管理庁がいろいろの参考とするために何人かの学識経験者を呼んで話を聞くといふことは、これは実は八条の問題じゃないわけです。これは千葉委員も当然御承認下のことと思ひます。そういう場合は、もちろんこれは第八条の問題じゃないわけでございます。何人かの人を

ある問題についてずつと呼んで委員各自の意見を聞く、もちろんその委員、個人々々の意見を聞くわけです。これは今の八条に抵触しない、八条の問題でないことは、これは明白な事実だと思ひます。一方には、しかし、一つの組織を作つて、その組織としてその意見をそこに出させるということ、この八条の方でございませう。従つて、そういう二つの明確な線があるわけでございます。いわゆる閣議決定で懇談会を置くような場合は、むしろその前者に引きつけてわれわれ考へておるわけで、各自のそれぞれの学識経験に着眼して、その委員を呼んで、そこで意見を述べてもらつて、これが一回に限らず、何回か同じメンバーが集まるといふ点において、多少千葉委員のおつしやるような誤解を生ずる点がないではございませぬが、その点は私も十分なけじめをつけて、いやしくも第八条に抵触するようないやしくも、常にそういうものを置く場合に、私は、私たちが嚴重に、行管もそうでございますが、注意しておりました。いわゆる個人々々の意見を聞くという建前が基本になつておりました。そういう立場をとつておりましたから、今總理がおつしやられたのもそういう意味でおつしやられたのも、いやしくもそれが機関——一つの調査会、審議会としての意思を決定し、それを答申するといふような立場をとる限りは、これは必ず法律によれといふ、そういうつもりで実は運営してゐるわけでございます。

○千葉信君 理屈にもならぬ理屈を並べてごまかそうとしておられますが、労働問題懇談会というのがあります、労働問題懇談会、これは諮問に答申を

してゐるのです。そうすると、労働問題懇談会だけは、あなたの答弁によると第八条に規定する委員会というのにならぬとね。私の言つてゐるのは、答申したからとか、諮問したからということによつて変わつてこないといふことを言つてゐる。全部同じだと言つてゐる。常設の機関として付属機関を置き、そこで官吏だけ、行政官だけを集めてやる場合には私は問題ないんです。国家公務員を集めてやる場合には、あるいは議員を集めてやる場合には、どういふ機関を常置しても、これは問題はないのです。民間人を集めて労働問題懇談会等は諮問をし、答申をしてゐる。あなたたちが一生懸命で陳弁これ努めてごまかそうとされている。事実をこれくつがえしては、やらない、やることができない。調査をしたとか諮問したなぞというには全然関係なしに、結果的には直接行政行為はやらなければ、行政機関の諮問に依りたり意見を述べたりする機関を持つことは、付属機関としてこの八条に規定されてゐるのだから、はつきりこれは法律で定めるべきだ。実は一つの例外があります。どういふ点かという、第三条にいうこの行政委員会、これは行政権を持つております。それから第八条にいう委員、調査会等は、これは行政権は全然持つておりません。ですから、第八条の委員会、調査会等といふのは、諮問に依りたり、調査した結論を行政機関に提供するだけの仕事です。ところが、中央青少年問題協議会という機関が總理府にあります。この中央青少年問題協議会というの、まさに又エ的な機関だ。なぜかという、諮問をす

ることになつて設置された協議会ですが、この青少年問題協議会の権限の中に妙な権限が入つてゐる。それは青少年問題に關して各省間の連絡、調整をはかるという一項があります。連絡、調整といふのは、これは行政行為です。各省間の連絡、調整をはかるといふことですから、これは行政行為。従つて、この中央青少年問題協議会は、第三条でもなければ、この八条に規定する委員会でもない又エ的な存在だといふので、政府は、私の追及に対して答弁が詰まつたことがこの委員会でありました。まだこれが改められておりません。これだけ間違つた格好で設置されてゐる第八条類似の委員会です。それ以外の機関は一切がございあなたは今言うように、行政行為はやらぬ、やることができない。調査をするとか、ないしは、また諮問に依らずとか、そういう行為だけであります。ですからその第八条からいふと、どんな懇談会であつても、常置の機関を持ち、委員を使つて懇談をする場合には、第八条で規定するところによつて法律でやるべきだといふので、はつきりしておるじゃありませんか。第八条をすなわに読んでごらんない。あなたたちの言ひ方は、そういう何といふか、間違つた、法制局長官らしくないごまかしを答弁してごまかそうと思ひます。ごまかす余地のない条文だからとか、話し合ひするだけだから、行政権を持たないとか、そんなことじゃ全然答弁になっておりません。第八条の解釈をすなわにやつてごらんない。聞いてゐる連中みんなわかると思ふのだ。わからないのはあなたたち

ある問題についてずつと呼んで委員各自の意見を聞く、もちろんその委員、個人々々の意見を聞くわけです。これは今の八条に抵触しない、八条の問題でないことは、これは明白な事実だと思ひます。一方には、しかし、一つの組織を作つて、その組織としてその意見をそこに出させるということ、この八条の方でございませう。従つて、そういう二つの明確な線があるわけでございます。いわゆる閣議決定で懇談会を置くような場合は、むしろその前者に引きつけてわれわれ考へておるわけで、各自のそれぞれの学識経験に着眼して、その委員を呼んで、そこで意見を述べてもらつて、これが一回に限らず、何回か同じメンバーが集まるといふ点において、多少千葉委員のおつしやるような誤解を生ずる点がないではございませぬが、その点は私も十分なけじめをつけて、いやしくも第八条に抵触するようないやしくも、常にそういうものを置く場合に、私は、私たちが嚴重に、行管もそうでございますが、注意しておりました。いわゆる個人々々の意見を聞くという建前が基本になつておりました。そういう立場をとつておりましたから、今總理がおつしやられたのもそういう意味でおつしやられたのも、いやしくもそれが機関——一つの調査会、審議会としての意思を決定し、それを答申するといふような立場をとる限りは、これは必ず法律によれといふ、そういうつもりで実は運営してゐるわけでございます。

○千葉信君 理屈にもならぬ理屈を並べてごまかそうとしておられますが、労働問題懇談会というのがあります、労働問題懇談会、これは諮問に答申を

してゐるのです。そうすると、労働問題懇談会だけは、あなたの答弁によると第八条に規定する委員会というのにならぬとね。私の言つてゐるのは、答申したからとか、諮問したからということによつて変わつてこないといふことを言つてゐる。全部同じだと言つてゐる。常設の機関として付属機関を置き、そこで官吏だけ、行政官だけを集めてやる場合には私は問題ないんです。国家公務員を集めてやる場合には、あるいは議員を集めてやる場合には、どういふ機関を常置しても、これは問題はないのです。民間人を集めて労働問題懇談会等は諮問をし、答申をしてゐる。あなたたちが一生懸命で陳弁これ努めてごまかそうとされている。事実をこれくつがえしては、やらない、やることができない。調査をしたとか諮問したなぞというには全然関係なしに、結果的には直接行政行為はやらなければ、行政機関の諮問に依りたり意見を述べたりする機関を持つことは、付属機関としてこの八条に規定されてゐるのだから、はつきりこれは法律で定めるべきだ。実は一つの例外があります。どういふ点かという、第三条にいうこの行政委員会、これは行政権を持つております。それから第八条にいう委員、調査会等は、これは行政権は全然持つておりません。ですから、第八条の委員会、調査会等といふのは、諮問に依りたり、調査した結論を行政機関に提供するだけの仕事です。ところが、中央青少年問題協議会という機関が總理府にあります。この中央青少年問題協議会というの、まさに又エ的な機関だ。なぜかという、諮問をす

ただだ。そんなことをして法律をひん曲げるから、しまいはとんでもない大事なことまで法律をひん曲げて間違いを起こす。だれでもわかる法律の条文じゃありませんか。性根を据えて総理大臣答弁しなさい。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、今の一般意見の交換の場としての分は八条違反でないというような考えでいるのであります。今聞くところによりますと、労働問題懇談会につきまして、何か諮問に答申する、意思決定をしたというけれども……。

○千葉信君 意思決定じゃないと初めから言っているじゃないですか。答申するだけで。

○国務大臣(池田勇人君) 答申ということば、やはり懇談会としての決定でございますから、そういうものにつきましては、事実を調べまして善処したいと思っております。

○千葉信君 ILOの問題に關して労働問題懇談会からこういふ答申があったら、堂々と本会議で労働大臣が言っているじゃないですか。それから、ここにある外交問題懇談会の関係でも、さつき読んだように、はっきりと政府の方では、外交問題懇談会はこういう役割をするのだというところが規定されている。わが国の外交を広く国民的視野と理解のもとに行なうために協議懇談をしてもらうのだ、政府の外交という行政行為にプラスするためこの懇談会を設けたのじゃありませんか。答申するとかしないなどという、そんな行為とは全然関係なしに、行政に貢献するために、国の行政に寄与するためにこの懇談会を行なり、日当も

払う、ごまかす余地がないじゃありませんか。答弁しなさい。

○政府委員(林修三君) この労働問題懇談会に対しては、確かにおっしゃる通りに、多少まざらわしい点がございますが、過去においては、そういう点で、今後の運営については、もしこれを今後存続すると思えば、私たちははつきりと今言ったような方針でやっております。それから、今の外交問題懇談会のお話でございますが、これは結局ここにどういふ人たちらを置いて意見を聞くことは、わが国の外交という一つの行政の参考にするという意味でございます。

その意味ももちろんあるわけでございます。しかし、それはいわゆる懇談会としての答申を求めているわけじゃないわけでございます。懇談会という名称のもとに、多数の人がおられます。そういう人たちの意見の集合体、あるいはそのうちの何人の意見はこうである、何人の意見はこうであるというふうなことを聞くというところでござい

ます。これは先ほど一方の極端な例と申しましたけれども、たとえは数人ないし十数人の人に来てもらって、そこで個々の人の意見を聞く。それをもちろん行政の参考にするということば、これは法律のどこにも抵触する問題じゃないと私は思っております。そういうことは八条の問題でないわけでございます。それに結局かりに顧問とか、あるいは参事、委員、あるいはその他の非常勤職員の名称を与えても、これは別に八条違反というところではないわけでありまして、国家行政組織法にも違反いたしません。従って、それに準ずるような、それと同じような

な委員、その委員の集合体を懇談会というより名前前でやるわけでございます。それは私たちが八条には抵触しないものと考えております。もちろん、しかし、おっしゃるような脱法的なことをやるのはいけないわけでございます。その点は私ももちろん嚴重に今までもそういう八条の機関の脱法的な行為をやるようなことを各省に対しては嚴重に戒めております。そういう方針でやっております。しかし、いかなる意味においても、いわゆる調査会、審議会というような性格を持たないもの、そのメンバー個々の懇談会をやらう、そういう趣旨のものは、私は八条には抵触しない——これについてもございませぬ、立法政策論としては、これはいろいろ御議論があると思っております。政策論としては御議論があると思っております。これは法律的にいえば抵触しない。また、抵触しない形にしてもらわなければ私たちが困ると言って、十分に各省に対してそう言っているわけでありまして。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

○千葉信君 盛んに審議会、調査会と懇談会は違うというふうな、名前で違うというふうなことを今度は言われておりますが、そうすると、ここにはまた別な問題が一つ出てきます。厚生省には衛生検査指針審議会というのがあります。いいですか。それから、汚水処理方法基準設定調査会というのがあります。これも法律によらないのですよ。どこに区別があるのです

か。農林省にも厚生省にも、この二つの省だけで二十七の法律によらない懇談会、調査会、審議会、協議会があります。どこにこれは基準があるので、政府は、全然でたらめじゃありませんか。

○政府委員(林修三君) これは行政管理庁でもすでに考えておられることと思ひますが、実は省限りで置いておりますものについては、もちろん各省で法律違反をやつては困るわけでございますが、もちろんそれでない趣旨のもとにこれを省限りで置いたものだと思ひるのでございますが、これが法律違反的なのであれば、もちろん政府としてはそういう法律違反的な存在はやめさせるような方向でやるべきだと思います。実態については、実は省限りのものについては一々われわれも承知してないものもあるわけでございますが、もしも法律違反的のものであれば、それは改組すべきだ、かように考えます。

○千葉信君 それでは私は、首相の時間の関係がありますから、きょうはこれで大体やめておきますが、私は、この問題が片づくまで、各省設置法に重大な関係のある基本的な条件ですから、各省設置法は審議会に入るわけにはいきませんから、また機会を改めて、近い機会に首相の出席を求めて私はやります。これはだれが聞いたって私のが正論だという自信を私は持つています。政府の方で方針をはっきり示さない限り、今のようなごまかしの答弁では私は話が解決しませんから、そのつもりで。私はきょうは……。

○石原幹市郎君 議事進行で。今、千葉委員の言われた各省設置法

の審議会に入ることができないという意味は、たとえば四月から施行するということでこれからやろうという自治省設置法等、そういうことも一切審議会に入らないという意味であると思ひますが、これは僕は重大な問題だと思ひるので、どういふ意味ですか。

○千葉信君 各省設置法の中に審議会、調査会等を含んでいる設置法については、設置法全体の問題として、基本的な問題をはつきりさせなければ、一方では法律で求めている、一方ではどういふ脱法行為をやるといふのは、国会の審議が無意味になりますから、そういう意味で私は問題を正確にしなければいかぬと思ひます。

○石原幹市郎君 千葉君の言われる審議会なりどういふものの根本論議もいいですけども、今まで活動して続いてきておるものが、もう期限が切れて重大な支障を起すというものについては、これはそれもくめて審議会に入れないなどというふうなことでなしに、新たに設置するものとかいろいろなものについては、それは大いに論議してもらいたいと思ひけれども、日切れの法案等については、やはりこの際協力をしていただいて、千葉理論というものは今後十分検討を加え、また、今まで運営を誤らしているようなものがあれば、これを是正してもらおうということにして、審議会に入ってもらわぬと私はこれは困ると思ひます。委員長長から一つ念を押していただきたい。

○千葉信君 日切れになる法律案については、これは政府が困りになることは十分わかるけれども、こういう機会ではなければ、政府の方はいつでも問題をこまかし、いつまでたつても解決

しない。ですから、今回の機会は私は非常にいい機会だと思ふ。ですから、日切れになる法律案が一つお困りになればお困りになるほど、政府としては、この問題に對してもっと納得できるような態度をばつきりきめてもらいたい。そうすれば私は十分に片づくと思ふ。

○石原幹市郎君 それは今、法制局長官が、一々各省それぞれで設けておる相談的の委員会についてまではよく知らないけれども、いろいろ誤まつておる運営をしておるか、そういうものについては今後十分気をつけてやってくと語りておるのですから、今、千葉君の言われたそれらの問題については、一応日切れの法案等については進める、こういうことについては支障ないんじやないですか。その点は一つ委員長からはつきりしておいてもらわぬと、今後のこの委員会の運営に非常に重大な支障を来たすから、ちよつと念を押しておいてもらいたい。

○千葉信君 今、法制局長官から答弁があったのは、名前の關係で、法律で規定されてある審議會、委員会と類似の名前の厚生省關係のものだけをさして言われている。そうして一番大きな問題となる労働問題懇談会、外交問題懇談会ないしは暴力防止懇談会等の關係については、そういう答弁をしておられないのです。そこに問題があるので

○石原幹市郎君 これは法制局長官も、今、労働問題懇談会等についても、行き過ぎなり間違つた運営があれば、今後十分気をつけていきたいということをこれははつきり言われたのじやないかと思ふのですが、法制局長

官、もう一度はつきりして下さい。

○政府委員(林修三君) 労働問題懇談会については、これは過去において確かに多少まざらわしい点があつたと思ひます。今後こういう懇談会方式を労働問題懇談会がするとなれば、私たちが先ほど申し上げたようなわけではせひつけてもらわなければならぬと思つておられます。

○千葉信君 どういう責任のとり方をするのだ。まざらわしいとは何だ、はつきり答申なんかして居るじやないか。さつきからの答弁、くずれて居るじやないか。どう処置するのか。それだからいかぬのだ、問題をこまかすから。

○辻政信君 閣下。この問題は、この前の内閣委員会におきましても、与野党一致で、あまりに審議會が多い。私が要求した資料はこんななきておられます。これは益谷さんがおられたとき、このことを与野党一致で検討して、当時与野党の方から出しまして、この乱立した委員会、審議會は整理をする、こういうお約束があつたのがこれでありまして、これを一通り拝見いたしますと、日当とか手当とか、目的において、もはや活動しておらぬもの、それから非常に日当でもひどい差があるというので、これはだれかが一貫して整理をなさなければいかぬ、こう思つております。今、千葉さんの議論を聞いておられますと、外交問題懇談会とか、あるいは暴力防止懇談会というものを否定されておるのじやない、必要を。ただ、法律的にいろいろ疑念があるから、お作りになるならば疑念を残さないよう

に政府の方で見解を明らかにし、性格を明らかにせよ、こういう議論です。すなわち政府はそれをいれられず、また、千葉さんの方も社会党さんの審議に入らぬことだけは、これは保留していただいて、政府が誠意をもつて整理をなさると同時に、他の法案の審議を促進するけれども、促進して、国会が済んだら知らぬ顔で、この膨大なものをそのまま残しておかれるのじや、これは私も非常に困るのですから、政府は、総理大臣以下、誠意をもつて整理をなさる。そうして社会党の皆さんも、その結果をこの国会中に出していただくことにして、そうしてやはり審議を引き続いて公正にやつていただきたい、私はこう思ひます。

を明らかにせよ、こういう議論です。すなわち政府はそれをいれられず、また、千葉さんの方も社会党さんの審議に入らぬことだけは、これは保留していただいて、政府が誠意をもつて整理をなさると同時に、他の法案の審議を促進するけれども、促進して、国会が済んだら知らぬ顔で、この膨大なものをそのまま残しておかれるのじや、これは私も非常に困るのですから、政府は、総理大臣以下、誠意をもつて整理をなさる。そうして社会党の皆さんも、その結果をこの国会中に出していただくことにして、そうしてやはり審議を引き続いて公正にやつていただきたい、私はこう思ひます。

○委員長(吉江勝保君) ただいま各理事、委員から発言がありまして、辻委員の御発言のように計らいたいたいと思ひますが、この際、池田総理大臣に、それにつきましても所信を一つ披露をしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 千葉さんの御意見、私にもよくわかる。従いまして、今問題になっておられます暴力防止懇談会これは答申をするようになると思ひますが、これは法律にいたしたいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけたいと思ひます。それから労働問題懇談会、これは意思決定して答申しておることを聞きました。これは今後そういうことのないようになりなればいけません。また、そういう目的でこしらへたものならば、規定を変えなければいけません。

○千葉信君 廃止しますか、廃止を。○國務大臣(池田勇人君) それでなければ、廃止するのによぶさかではござ

いません。労働問題懇談会につきましても、ただいま申し上げた通りでございしますが、そういう疑いのあるような場合を起さぬように、また、起こすおそれのあるような内規でもありますれば、これは改めたい。

それから辻さんのおっしゃるようにな、われわれもよく知つておるので、非常にたくさん安易にこれをこしらへている。これは前の内閣の岸さんもそうおっしゃつたと思ひますが、できるだけ整理いたしまして、そういう問題が起つて審議をおくらすことのないように善処いたしたいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめたいと思ひます。〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけたいと思ひます。〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけたいと思ひます。〔速記中止〕

午前中の本委員会の運営において遺憾の点のありましたので、よろしく御了承願ひいたします。

午前中に引き続き、自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側からの出席の方々は、安井自治大臣、渡海自治政務次官、柴田自治大臣官房長の方々がございまして、御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○伊藤頭道君 本法律案に關連して長官に二、三お伺ひしたいと思ひますが、自治省としてはこの地方財務會計制度調査会設置延期の理由を先般御説明があつたわけですが、内容は、何分にも現行地方財務會計制度は明治以来の制度であるため、根本的な検討を要する点が多岐に多い。そして地方公共団体の多様な実態を十分に把握した上で結論を出したい、こういうふうな意味で二年延期したい、こういうふうな理由をあげておられるわけなのです。この理由自体は私どもにもよくわかるのですが、こういうふうなことは三十四年三月、その当時の自治庁設置法が審議された際、こういう提案理由の説明があつたわけですからその当時すでにこういう理由はわかつておつたわけですね、ところが、今回一年延期の理由として、またこれを同じようなことをあげておられるのは当たらぬと思つておられます。一年延期したということの理由にはならないと思ふ。三十四年の三月に、その当時の自治庁設置法審議の際に、いわゆる設置法の理由として私どもは理解できるわけですが、もうその当時すでにその理由はわかつておつたわけ

す。そこで、今度はなぜ一年延期しなければならぬか、この問題について明白に態度をお示しになればそれで足るわけですね。その当時法律が可決決定しておられるわけですから、こういう点がどうもこういふ理由では納得し兼ねる、一つこの点をほつきりさしていただきたいと思います。

○国務大臣(安井謙君) 大へんごもつともな御せかと思つたのでありますが、実はまあやります際には、そういう際にはそういうような予定でおおむねできようかと思つてかかつたのでありまして、手にかけてみますと、存外に複雑多岐にわたつてゐるということによりまして、趣旨はもう一年御延期を願ひたい、こういふ趣旨でございます。その理由が、当初出したときと重複してゐるというところはごもつとも存じますが、現在におきましてもそういうふうな状況にあるわけでありまして、この理由が消えたわけでもない、再度そういう理由でお願ひをいたしておりますこと、さらに、しかし今度は複雑多岐だということだけでは困りますので、おおよそのめどを大体この一年のいつごろまでにどういふふうにつける。さらに国会の提出はどういふふうにするといったことまでめどをつけてこの延期をお願いしておる次第でございますので、一つその間の事情を御了承願ひたいと思つた。

○伊藤頼道君 三十四年に自治庁設置法が出されたときは、大体二年間の暇だめで一応三十六年という年度を区切つたわけだと思つたのですが、実際に審議調査してみたら、どうもやり切れな、あと一年要するということにな

ると、その当時の自治庁、現在の自治省としても、計画は非常にずさんであつたというそしりは免れないと思つたわけですね。しかも、その当時の設置法については、三十四年の三月に上がつておるわけですね。ところが、実際にこの調査会が活動を始めたのは十月です。七カ月も一体その間何をしておつたかということになると、七カ月の間空費したということも、怠慢のそしりまた免れぬと思つた。いづれにしても、こういうことでは、その当時三月に法律はできたのだから、委員などの人選等も十分準備して、準備よくかかれ、三月に成立した法律の実施は四月すぐ入れられるわけですね。七カ月もその間空費してゐる。これは明らかで、何とおっしゃるとう、怠慢のそしりは免れぬと思つた。そういう怠慢か、まあほかに理由もございませうけれども、そういう理由もあつて、また不見識にも一年延長せざるを得ない。そういうのはめになつたと思つた。この点を長官としてはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(安井謙君) 長官というのは今ないわけでございますが、私のお名ざしだろと思つて御答弁申し上げますが、今御指摘のように、三月の末に上がりました十月まで設置がおくれたというところは、この準備で人選等に非常に手間どつたというふうな事情もございませうが、お話しのように、確かに怠慢であつたと申されてもやむを得なかつたろかと思つた。

それから、予定の計画も、実際よりずれていったことも事実でございます。これはあるいは万全を期して、十分に手落ちがなかつたという点につ

いては言い切れなかつた点があつたかと思つたが、そういう御注意は今後は十分に気を付けてまして、予定通り進行をさせ、早く結論を出して実施に移したい、こう思つておられますので、一つ御承知いただきたいものだと思います。

○伊藤頼道君 この調査会は、今申し上げたように、三十四年の十月から三十五年の十二月、この約一年の間に総会を十七回、それから実態調査を七十一回実施せられた、そういうふうな発表になつておられますが、これは予定よりもむしろ回数も多く持たれたと思つたのですが、そうだとすると、この各委員とか、十七名であつたと思つたが、この十七名の委員、それから九名の各省庁から出た幹事、こういう出席状況についても、皆相当な出席率を示し、しかも、回数もこういふふう

に予定を上回る回数を重ねて、なおかつ延期せざるを得なかつたということにならうと思つたわけですね。従つて、その出席率は一体どうであつたか。特に各委員のこういう点をお聞きいたしませんと次のお尋ねができないわけですから、まずどのような出席率であつたかというところをあらかじめお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(柴田謙君) 事務的なことでございますので、私からお答え申し上げます。この委員会は、いつも非常に熱心でございます。大体お尋ねの委員の出席率は、いつも八割はこえております。お休みになつても一人か二人の程度でございます。しかも、問題は技術的なものでございまして、その審議は徹に入り細にわたりまし

て、非常にこまかく熱心に議論されております。

○伊藤頼道君 また提案の説明によりまして、民間企業の会計制度は非常に進んでいることをまずあげられて、この近代的に発達した民間の会計制度をも取り入れたいというふうな意味の御説明が先般あつたわけですね。そうだとすると、この地方財務会計制度が今日の事情に沿わないということはおかしいと思つた。民間の会計制度ですら、非常に近代的に進んでゐる。そういうことを認めておきなうら、政府自体に關係のある調査会が、この制度は非常に古いに基づいて民間のより一休いかなる理由に基づいて民間のにも納得しがたい点はあるわけですね。この点をお聞かせいただきたいので

○国務大臣(安井謙君) 実は終戦後、地方自治体、まあ政府機関もそうでございますが、公営企業体といったような形の企業体の形式の会計——会計といひますか、組織が相当ふえてきてゐるわけでございます。ところが、役所の会計制度といふのは、大体が極端に言えば大帳簿、いわゆる複式簿記の形式をとらないものが従来長い慣習から多いのであります。その点からいまして、逐次改正を加えていくには、どうして民間で採用しております一種の企業会計の会計方式を取り入れるということが必要である。その意味で民間の企業会計方式の、いわゆる複式簿記の形式が進んでいると言へば言えるのであります。そういう点が今までの官庁会計は相当修正を加える必要の生じた点であらうと思つた。

○伊藤頼道君 次に、財政計画についてお尋ねしたいと思つたのですが、三十六年度の地方財政計画を見ますと、この計画の規模は、ほとんど国家予算をわずかに下回るという程度であつて、もし間違ひなければ一兆九千二百二十億、これは間違いのないかどうか。こういう国家財政には近い額に及んでゐるわけですね。前年度に比較しても三千七百億以上の増という結果になつてゐるわけですね。にもかかわらず、減税の面については非常に下回つてゐるわけですね。この減税に対する熱意は非常に欠けてゐるとしか考えられないわけですね。前年よりも三千七百億も上回つてゐるといふ、そういう状態の中で減税がいかに下回つてゐる、こういう実態、これは一体納得しがたいと思つた。その点いかがでございますか。

○国務大臣(安井謙君) お話の通り、今度の税制改正につきましては、国に比例した地方税の減税といふものは、比例通りにはなつたわけではあります。と申しますのは、御承知の通り、地方財政は、まだ全体の財政からいふと、非常に国に比べて低い水準にございませう。しかし数年前の、たとえば俸給やボーナスまで払えないから赤字公債を出すといったような状況から見ますと、また格段に進歩して参つてゐるわけでありませうから、ことしから来年にかけての状況は、さらに好転はいたしておりますが、まだ全体の水準から申して、国に比べてかなり低い地位にあるものでありますから、この地方税の増収の占める重要さ、あるいは割合といふようなものから、今度はまだ十分な減税をやることはできなかつたのであります。今後しかし

なかつたのであります。今後しかし

税制調査会等の答申を待つて、国と地方との税源の問題、財源の問題の配分等を考えながら、さらに均衡のとれた減税をやるように進めて参りたいと思ひます。

○伊藤道君 この税制改正に伴う地方税の減税が、間違つたら、御指摘いただいた方がいいんですが、初年度わずかに九十八億、こういふふう聞いておるんですが、間違いないかどうか。もしそうだとすると、地方税の収入が三十五年度には六千二百億、それから三十六年度は七千六百億にはね上がったおるわけですか。こういふふう飛躍しておるにもかかわらず、今繰り返し申し上げたように、減税が初年度わずか九十八億、こういふ点は今の御説明では納得しがないと思ひます。これはよほど減税にはもつと本腰を入れてもらいたいと思ひますが、減税は池田内閣の公約でもあるし、こういふ点に三大公約の一つとも言うべき面がいささかも実際の面に現われていないわけですか。こういふ点を一つ納得のいくように御説明いたしたい。

○國務大臣(安井謙君) お話しのとおりでございます。筋から申しますと、そこで、ただ地方税の場合には、本年度直ちに三十六年度へ適用されないで、三十六年度に減税をした実績が三十七年度以降に現われるというものが多くありまして、九十八億に対応するのは大体二百億以上のものになるのではないかと思ひます。平年度はそのほかに、今の道路譲与税あるいは軽油引取税の増徴はございしますが、そういう意味でそういう事情があつたにしましても、確かにお話しのように、地方税の減税額というものは、決してバラレ

ルにいったものではないということはお御指摘の通りであります。しかし、これが本年以降、例の地方財源の見通しあるいは財源の配分というふうなものをお考えながら、今後の税制調査会の答申を待つて一つさらに進めていきたいというので、今年はこの程度にいたそうと思つておるのでございます。

○伊藤道君 大臣は予算委員会の方に出なければならぬという事情と聞いておられますので、長く聞いて引きとめるのは本意ではないのでありますが、最後に一点だけ要望し、強くまた申し入れたいと思ひますが、ただいまの減税の面については、いさし具体的に、いさし確固たる決意のほどをお聞かせいたしたいと思ひますが、これはやはり今日地方財政といつたすは、減税の面は相当大きな問題である、しかも池田内閣の三大公約の雄なるものである。そういう意味から、これは総選挙のときのから、宣伝でなく、当然これは実行に移さなければならぬ責任があると思ひます。地方税については自治省としても相当責任がある立場にあるので、一つその最高責任者としての大臣としては、いさし地方税の減税に確固たる決意を持つて一つ臨んでいただきたい。そうして今後の見通しについても、いさし具体的に決意をお示しいただきたい、これを最後に質問ないし要望としてお願いいたします。

○國務大臣(安井謙君) 御趣旨のほどはよくわかりますが、今の減税の面から申しますと、増税の面がありますので、差し引きを除いて減税面から申しますと本年度百五十三億の減税と、平年度が二百九十五億の減税、しかし、

そのほかふえる分がありますから、差し引きは別でございます。それにしても、とにかく国税に比例した減税になつていないことは確かであり、また、今の税の占める地方財政における割合というものが、まだ全体の三〇ないし四〇といたつたような程度にとどまつておられますので、金額的にもこれをどうも大幅に今直ちにやるわけにはいかぬ。そこで、地方税源の国と地方との配分というものともならみ合わせながら、御指摘のよう、今は合理的な地方税の減税をまた本年一ぱいかかつて検討いたし、できるだけ実現の運びにしたい、こう思つておるわけでございます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(吉江勝保君) 速記を始め

○山本伊三郎君 大臣は降りましたから、一つ具体的な問題で二、三質問しておきたいと思ひます。
地方自治体の会計制度の改革ということが必要であることは言うまでもないと思ひます。しかし、非常に結論が出るのがおそいようでございます。が、本年十二月に結論を出していただくという事になつておるのですが、早く一つ出していただきたいと思います。省でそれをいろいろ審議してやられると思うのですが、地方自治体の行政運営で、会計制度の欠陥のために非常に支障を来たしている面がある。そこで、いろいろありますが、時間がありませんから、二、三ちょっと聞いておきたいのですが、収入役の権限

の問題であります。こういう問題で相当論議されていると思ひますが、現在収入役はいわゆる金庫番というより程度の職務なんです。金の出し入れを嚴重に間違ひなくやるということの主たる役目らしいのです。しかし、ある市町村、全体とは言いませんけれども、市長の考え方で収入を非常に増しをして予算化して、現実には支出に満たないという場合もあるのです。これは予算編成上の技術から、つじつまを合わせるためにやっていると、収入役は全然それに対してもタッチできず、予算が超過してくると、それは出せないということに終わるのでありますが、もともとそれは初めからそういう収入の予測がない、しかし、理事者はそれはやらざるを得ない今の現状なんです。そういう点について、これは審議会でも相当問題になつたと思ひますが、こういふ点で何か問題になつたことがあるかどうか、それをお伺いしたい。

○政府委員(柴田謙君) 出納長ないしは収入役の問題につきましては、御指摘のような意見もあることは事実であります。金庫制度がだんだん発達して参りますと、これと収入役ないしは出納長といふことの権限の問題といひますか、関係をどういふ工合に關係づけるかといふことも問題であります。この点につきましても、具体的に今お話しになりましたような形で個々の問題を議論されたことはあまりありませんけれども、一般論として金庫制度の問題をどうするかという問題に關連して、出納長、収入役の地位をどうするかという問題は議論になつております。

○山本伊三郎君 先ほど大臣が、一般民間の企業運営における会計制度といひますか、そういう問題と、いわゆる役所、これはもう政府の金庫も大体類似のような方法でやつておられますが、それがために非常に公企業体においては問題があるのですが、そういうものは自己の勘定組織、勘定費目を設けてやつておるところもありませんか、やはりそういうものに縛束されて、非常に企業運営がやりにくい。これは少し的がはずれるかもしれませんが、都市交通と私鉄の運営を見ましても、現に都市交通関係、いわゆる都市電において、は後手々々で企業運営をしなければならぬという実態が出ておる。たとえは用地買取でも、私鉄の場合は、いわゆる市会とかそういう議決機関は要らぬから、適當ないわゆる議決機関は要らぬから、適當ないわゆる議決機関は要らぬから、それから公企業の場合には、特に地方自治体のような場合には、一々市会の決議を得てからやらなければならぬ。そういうことで非常に不利な点があるのですが、こういふ点が今度の会計制度の審議会において論点になつておるかどうか。そういうものは別であり、単に金の出し入れの問題だけであるかどうか、この点をちよつと。

○政府委員(柴田謙君) お話しの方は、会計制度と申しますか、もう少し広い意味において、財政、会計を含めた意味での制度の展開と申しますか、運営と申しますか、そういう問題がからん問題があつたことは事実でございます。ただ、この委員会では、制度そのものをどうするかという問題でござい

ますので、御指摘のような事実ももちろん頭におきながら、現在の制度をどうするかという点に主眼がおかれておる。従って、最も大きな問題は、古い制度をどう近代化するかということでございますが、それをささえる目標と申しますか、指導原理と申しますか、そういうものはいたしましては、公正にして、かつ、能率的というのが大きな目標になっておる。その限りにおいて、現在のいわゆる企業会計原則というものを、どの程度どういうものに対応できるかというようにことで議論がなされておるようでございます。審議の過程におきましては、たとえば地方団体の中で一般会計を全部はらしまして、これを複式簿記に切りかえておる団体があるのをごいいます。そういう団体を招致して、詳しくその運営の実態を聞いていたしております。しかし、その点はやはり制度としてどうするかという点が主でございます。お話をありましたような点を具体的に論議しておるようなところはないうらでございます。

○山本伊三郎君 それから監査委員の制度ですが、今市町村ではあまり不正が大きく出てこないようですが、いろいろ個々を調べると、やはりなかなか会計上の不正な点があると思っております。今の監査委員の制度、私もそれに就いて自分自身は経験したことはありませんが、いろいろ聞いたり見たりするのですが、非常に形式的に終わっておると思つておる。実際やっておるのは職員である。監査委員自身はあまりたんのうでない人が選ばれておるような実情が多いのです、ないとは言いません。そういう点もこういふ会計制度審議会の中

で検討の対象になっておるかどうか、これを聞いておきたいと思つておる。○政府委員(柴田護君) これは財務会計制度の整備に関する一環の問題として議論になっております。御指摘のような点がないとも言えない実情でございますので、議論がなされております。○山本伊三郎君 それじゃこれで終わりますが、最後に希望ですが、これは政府次官から大臣に伝え、政府に伝えてもらいたい。会計制度については大きな欠陥があることは事実です。それに対して審議会を作つて過去二年間やられたというのはいいことだと思つておる。ただ回数重ねて結論を出さないと非常に何といひますか、ちゅうちよされておる。出ても、自治省でそれを大胆にそのいいところだけをすてすぐ実施するといふ点に勇気が欠けておる点もあると思つておる。これは地方団体の行政運営、また企業運営には非常に基本的な問題もあつたので、その点こういふ委員会の意見を十分いれられて、早急に改革されるように特に要望しておきたいと思つておる。○政府委員(渡海元三郎君) 御要望もつともであらうと思つておる。私も小さい町であります。理事者を経験いたしました。現在の会計制度の旧態依然たることを痛感している次第でございます。ただいま御要望のありましたことに答申を得ましたならば、慎重に審議はいたしますが、断固たる決意をもつて実行に移すよう万全の措置をしたい、かように考えております。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。○委員長(吉江勝保君) 速記を始めたいのですが、重複しているかもしれないので、一年延長ということなんです。これは一年後には必ず役目を終わらせておけるという見通しに立つて出されておるのですか。○政府委員(渡海元三郎君) 初めの予定が変更いたしました。御審議を煩わし恐縮しておるのでございますが、一年以内には十分調査審議ができるものと確信いたしております。○田畑金光君 地方財務会計制度の全般的な調査を進めておられるようですが、この調査の結果、これは法律制度の改正とか、あるいは行政機構の改革とか、こういう問題等についても、これは当然影響するものだと考えておるのですが、そのようなものであるのかどうか、これを一つ承ります。

○政府委員(渡海元三郎君) 法律制度の改正が伴うものと考えております。○田畑金光君 行政改革等の問題は出てこないのですか。○政府委員(渡海元三郎君) 各地方団体に与りまして、会計制度の出納長あるいは収入役等の関係で、自治体の行政制度の改革はあるかもわかりませんが、現在のところ、そういうものをまだ予定いたしておりません。○田畑金光君 予定されるのじやなくして、何十年来の制度について大幅な改革をなされるわけですから、当然法律制度あるいは地方行政機構等につい

ても、改革その他の措置がなされるものだと見るわけですね。今の御答弁によると、法律については改正が生まれてくる、こういうお話ですが、どういふ法律の改正というものが具体的に出てくるのか、これは今お話の、地方行政機構等についても、地方の問題ではあるが、当然これは予測される機構の改革の問題等もあるはずですが、どういふ影響があるのか、そこを具体的に一つ承りたい。

○政府委員(渡海元三郎君) 中央における機構改革の問題は、今のところ予定いたしておりません。地方におきまする機構の改革は及び得るかもわかりませんが、現在のところ、まだそこまで確たる見通しはつけておりません。なお、いかなる法律を改正すべきかという点につきましては、事務局から答弁いたします。

○政府委員(柴田護君) 私から法律の点につきまして御説明申し上げます。現在財務会計制度といわれておるものは地方自治法の中に散在してあり、これが非常に不備なものですから、現在の進歩した会計制度に合わない。従つて、これをどういふ工合に近代化して、能率的かつ効率的なものにするかということが、この調査会を作りまして、そして御審議をわすらわしておるゆえんでございます。従いまして、調査会の答申が出て参りますと、どういふ答申になるかわからないものですが、御質問にびつたり当てはまる答申が出ないのですけれども、当然自治法の会計制度の財務会計関係の規定の改正が予想される。ただ、それに関連して、会計制度に關連する行政機構をどうするかという問題になります。

出納長や収入役の制度をどうするかという問題にまで及んで来た場合においては、地方団体の機構の問題にも及んでくる。また、地方と中央を通ずる会計の機構をどうするかといつたような大きな問題まで及ぶとするならば、その限りにおいて、行政機構の改革というものが検討の俎上につてくる、こういうことしか現在の段階においてはお答えしがたいのでございませぬ。いろいろな広範囲においてこの調査会は検討しておりますけれども、答申の中身がまだわかりませんので、可能性としては御質問のようないことがあり得るけれども、今のところ、そういう方向でいくとは申しかねるのでございます。ただ、地方自治法の財務会計規定の改正、これは当然あり得ることでございます。

○田畑金光君 何か本年の十二月末ごろまでには答申が出るという見通しで、かりにこの一年延長といふことが成立した場合、いつごろまでに答申を予定あるいは期待をなさつておられるわけですか。○政府委員(渡海元三郎君) 三十七年の十二月までにおそらくとも答申を得たい、かように考えております。○田畑金光君 三十七年の十二月まではなくて、三十六年の十二月で済ませました。

○政府委員(渡海元三郎君) 御要望もつともであらうと思つておる。私も小さい町であります。理事者を経験いたしました。現在の会計制度の旧態依然たることを痛感している次第でございます。ただいま御要望のありましたことに答申を得ましたならば、慎重に審議はいたしますが、断固たる決意をもつて実行に移すよう万全の措置をしたい、かように考えております。

○政府委員(渡海元三郎君) 御要望もつともであらうと思つておる。私も小さい町であります。理事者を経験いたしました。現在の会計制度の旧態依然たることを痛感している次第でございます。ただいま御要望のありましたことに答申を得ましたならば、慎重に審議はいたしますが、断固たる決意をもつて実行に移すよう万全の措置をしたい、かように考えております。

○政府委員(渡海元三郎君) 御要望もつともであらうと思つておる。私も小さい町であります。理事者を経験いたしました。現在の会計制度の旧態依然たることを痛感している次第でございます。ただいま御要望のありましたことに答申を得ましたならば、慎重に審議はいたしますが、断固たる決意をもつて実行に移すよう万全の措置をしたい、かように考えております。

○政府委員(渡海元三郎君) 御要望もつともであらうと思つておる。私も小さい町であります。理事者を経験いたしました。現在の会計制度の旧態依然たることを痛感している次第でございます。ただいま御要望のありましたことに答申を得ましたならば、慎重に審議はいたしますが、断固たる決意をもつて実行に移すよう万全の措置をしたい、かように考えております。

運びでございますが、現在の委員会の運営では、今日までの検討事項にあわせて、各地方の意見を聞くという方向に進んでいるものと、かように解釈いたしております。

○田畑金光君 中間発表なさって、あるいは中間報告をなされて意見を聞くというつもりですが、それはどういふことを期待してなさるわけですか。

○政府委員(柴田護君) 現在の調査会の審議の状況では、中間答申をやらうというより運びにはなっておらないようでございます。ただ、途中で公聴会をやるかどうか、一つの案をまとめた上で公聴会をやるかどうかといったような問題があるようでございますけれども、まだ委員の間の意見がまとまっておりません。地方の実情を聞くこと等につきましては、審議の必要に応じてそのつど関係者に来てもらいまして意見を聞いているのでございませぬ。

○田畑金光君 これは明治以来ずっと手をつけなくて今日までございまして、というわけですが、民間の会計制度についても、特に技術革新その他に伴って、最近企業体の質改善合理化等も進み、事務効率の促進について非常に著しいものがあることをわれわれも知っておりますが、どういふわけで今日まで明治以来の制度というものが手をつけられないでいたのか、その根本的な事情というものはどこにあるのですか。

○政府委員(柴田護君) これは財務会計制度というのが、地方財政の分野の中で一つの盲点とされておったのでございまして、数年来、財務会計制度を何とかしなければいかぬというの、

終戦直後から議論の上つていっている問題でございますが、ただ、会計制度といえますのは、変ないじり方をちょっといたしますと大へんな問題を起す。そこで、慎重に事をかまえてかからなければならぬという態度で、ずっと自治省では、旧内務省以来、財政関係者の間、行政関係者の間で検討しておりましたわけでございます。そのうち

に、ただいまお話のありました公営企業の発達、あるいは企業会計の発達等によりまして、地方団体がやっております事業の中から、公営企業会計については別途の会計制度をとるべきではないかという議論が起つてきて、財務会計制度全般の問題より公営企業会計の方を先にやたらいいじやないかということで、たしか昭和二十六年でございまして、地方公営企業法という法律を作つて、この法律の中で全部複式簿記を採用する、一応公営企業については近代会計制度に切りかえたのであります。ところが、その後国の会計制度におきましては、たとえは債権管理法とか、物権管理法でございまして、いろいろ新しい会計の制度もできて参つておりますし、地方団体の中でも、特に府県におきましては、地方団体自体の会計事務のほか、国の会計事務もあわせて行なうというふうな関係から、国の会計制度との間においても現実において矛盾が起つて参る。かたがた法律をずっと検討して参りますと、非常に古くて、やはりこれは現状になかなかマッチしておらぬということから、これは一つ全面的にこの問題を取り上げようじゃないかというので、早くから問題になつておつたのでありますけれども、ちょうど当

時は財政的には地方財政は火の車でございますまして、当座の地方財政の危機を突破するに申しますか、切り抜けるのに精一ぱいであつた。それが大体一段落してきたので、この機に財務会計制度を一つ根本的にやらう、そこで識者の御参集を願ひまして委員会を作つて、そこでちゃんとした答申をいたしたい、こういう運びになつたわけでございます。

○田畑金光君 委員並びに幹事の定数わかつておりますか。これは現在何名くらゐいるのですか。

○政府委員(柴田護君) 政令では一応二十五名以内でございすけれども、委員の数は現在たしか十七人、それから幹事は九名でございす。

○田畑金光君 これは特に二十五人の定員に対して委員の数は十七人、定員に対してそれは欠員はないわけですが、幹事の場合は二十五人に対して九人、相当欠員がありますね。これはそんなにたくさんいなくて十分やつていけるのだと、こういうことなんでしょうか。それとも、なかなか優秀な人ばかりだから、二十五名が九名でも十分やつていけるのだというあれでございす。

○政府委員(柴田護君) これは事柄の性質上、ある程度会計事務全般に通じておることが必要でございすし、同時に、地方団体の事務というものを調べておられる必要がある。この両方を勘案しまして大体適任者をいろいろ検討いたしまして十七名—二十五名以内でございまして、満配にいたしておりませぬけれども、十七名の方にお願ひしておるわけでございます。これだけ学識経験者がお集まりになればま

ずまず十分だ、かように考えておる次第でございす。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、質疑は終結したものと認め御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別にお意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。自治省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○賛成者挙手

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございす。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本件につきましては、すでに

提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。政府側より出席の方々は、吉江運輸省船員局長、中道港務局長、國友自動車局長、津上視光局長、黒住運輸大臣官房文書課長でございす。

御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけて。どうぞ御発言願ひます。

○山本伊三郎君 政務次官もたいぶ忙しいので、きょうは簡単にさせていただきます。非常に内閣委員の皆さん同情のある人ですから、ごく簡単に二、三点質問しておきたいと思ひます。

自動車審議会の問題でちよつと伺つておきたいのです。昨年たぶん本委員会でこの問題が提起されて、いろいろ審議をしたのですが、その後一年間で十数回やつておられるのですが、自動車運輸については、相当都市、いなかを通じて問題が提起されておるので、現在どういふところが問題になつて、どれほど進捗しておるか、審議状況を一つ御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(國友弘彦君) お答え申し上げます。

自動車審議会の審議の状況につきましては、ただいままで開催の回数で申し上げますと、総会を三回開きました。それから保安部会という、事故防止その他車両検査施設の面につきまして審議をいたします部会と、輸送部会という自動車運送事業の合理化、近代化というふうな面につきまして審議いたします部会とがございす。保

安部会を七回開きました。輸送部会を二回開きました。それから保安部会と輸送部会の合同の部会を一回開きました。及び見学会を一回開きました。これが従来の審議の経過でございますが、この自動車審議会に對しましては、現在問題の非常に多い運輸省の自動車行政の關係につきまして、基本方針を樹立したいという目的のもとに、第一回の総会におきまして諮問いたしましたその諮問事項は、自動車行政の改善方策、特に自動車輸送の近代化と保安の確保のための自動車行政のあり方についてという包括的な諮問が出されて、主として保安部会におきまして、事故防止を中心とした観点から、車両の検査の問題等につきまして、重点的に審議を重ねられたわけでありまして、輸送部会におきましては、先ほど輸送部会を二回と申し上げましたが、三回でございます。三回開きました。最近の輸送部会におきまして、自動車運送事業の近代化、合理化の問題等につきまして現在審議をする状況になっておりまして、保安部会と輸送部会という二本建の部会によって現在審議を進めている状況でございます。

○山本伊三郎君 当審議会設置のときにいろいろ問題を提起しているのですが、自動車輸送についての問題は、これは緊急を要する問題であると思うので、要するに、できるだけ早く結論を出すべきだということも言っていると思います。もちろんそれは今おかれている交通行政を一気にこれを改革することは、単に運輸省だけの問題でいかなない点がたくさんありますから、それは承知しているのです。しかし、自動車の

輸送というものは、もう近代交通においての主役を演じているのですから、事故におきましても、相当自動車が主たる事故の役割という変に聞こえるかもしれませんが、主たる対象となつてはいるのですが、一年間延長されるようであるが、はたしていつごろこの結論を出してこれを実施に移す見通しがあるか、それを一つ政務次官から、政治的な問題だから、確信のある一つ答弁をしていただきたいと思います。また、この期間が切れるとまた延期だと、そういうことでは困る。

○政府委員(福家俊一君) お答えいたします。自動車行政の根本の方策の樹立のため重要な重要問題に限り、今後一年間で極力審議を終える予定でございます。

○山本伊三郎君 私、自動車関係の運輸関係の新聞をよく送ってきてくれるのですが、問題点はたくさんあるのです。おそれる私、今、政務次官が極力一年間でその結論を出すということを言われますが、私はそう簡単に結論が出るものではないと思う。これは単に交通行政ということではなくして、自動車企業と申しますか、そういうものとの関係性も私はあると思う。なれば一つ指摘していただきたいのですが、今日自動車生産が、各社で競うて国民車というものを作ってやっておる關係上、非常に複雑な問題が私にはあると思うのですが、それを運輸省で、この審議会の答申を待ってやるといふことになると、なかなかここで約束されたのはけつこうです。私はそのまま受けて今後見ておられますけれども、なかなかそう簡単にいかなないと思うのです。そこを一つ私はいつも審議すると

きに言うのですが、通り一べんの答弁でなくして、非常に問題点があるところをはこらう問題点があるのだという点を審議の中で言っておいていただければ、われわれは参考になると思う。簡単に一年でわれわれが今考えている自動車運輸の、その点についての見通しがあるならけつこうですが、非常にむずかしいと思うので、審議会の中に入っておられる方が政府委員の中におられると思うが、相当問題点があると思うのですが、非常に困つた問題はどこにあるかという点を率直に言っておいていただきたいと思います。なければそれでけつこうです。

○政府委員(國友弘康君) 自動車行政に關しましては、非常に問題点のありますことは御承知の通りでございます。ここで私もこの自動車審議会に諮問をし、御審議願う事項につきまして考えてみます。運輸大臣の諮問機關であります自動車審議会でございますが、自動車に關しまして、あらゆる面の審議をもちろんなし得るわけでございます。たとえば自動車生産等についても建議等はできるはずでございますが、ただ、運輸大臣の諮問機關でありますために、やはり運輸省の所管でありますところの、運輸大臣の権限でありますところのものについて主として御審議を願うことは妥当であろうと思つてございまして、そういう意味から申しまして、現在、たとえば都市交通分野における自動車輸送の占める地位とか、そういうようなむしろ経済審議会が討議されておりますようなことにつきまして、やはり自動車審議会としてある程度の討議というものをなされ

なければならぬと考へまして、それらの点についても御審議を願つておるわけでございますが、運輸省の権限でありますところの、運輸大臣の権限でありますところのものについて主として御審議を願うことは妥当であろうと思つてございまして、そういう意味から申しまして、現在、たとえば都市交通分野における自動車輸送の占める地位とか、そういうようなむしろ経済審議会が討議されておりますようなことにつきまして、やはり自動車審議会としてある程度の討議というものをなされ

なければならぬと考へまして、それらの点についても御審議を願つておるわけでございますが、運輸省の権限でありますところの、運輸大臣の権限でありますところのものについて主として御審議を願うことは妥当であろうと思つてございまして、そういう意味から申しまして、現在、たとえば都市交通分野における自動車輸送の占める地位とか、そういうようなむしろ経済審議会が討議されておりますようなことにつきまして、やはり自動車審議会としてある程度の討議というものをなされ

それから自家用自動車の保安方策につきましても、やはりこれは道路交通の面から申しますと、公安委員会あるいは警察庁が担当することではございますが、やはり運輸省といたしましても、自家用自動車の保安面からするところの討議が必要であろうと思つてございまして、

それから輸送の近代化、合理化の方策等につきましては、これは今最も問題の点でございますが、自動車運送事業というものをいかに把握し、いかに発展させていくかという問題でありまして、これらの問題につきまして、バスの関係、それからトラックの関係、それからハイヤー、タクシイの関係、それから通運事業の關係というふうな、運送事業としていかに発展させるかという問題があるわけでございます。

この中には、たとえば自動車行政に關する機構の問題とか権限の問題とかいふようなことが入つてくると思つてございまして、それから、さらに高速自動車国道というふうなものが建設される段階になつて参つておりました、吹田一小牧間等におきましては、もうすでに着工し、一部で上がつておるところもあるわけでありまして、そういう高速自動車国道等ができて、さらに道路が五カ年計画等によりまして整備されて参りますと、自動車の高速化の対策というものがぜひ考へられなければならぬので、現在のように自動車時速四十キロないし五十キロで走つていけばいいという状況でありまして、やはりわれわれとしては、自動車は時速百キロというふうな程度で走れる機構なり、あるいは自動車の走る運送のあり方なり、さらには自動車運送事業として、そういう高速化になつた場合にどういう運営をなさるべきかというふうな問題等につきましても考へていかなければならぬ、そういう問題がございまして、自動車損害賠償責任保険の充実の方策といたしまして、これは現在自動車原因となりまして発生しました人身事故に對しましては、ほとんど強制保険で保険をかけておられて、これらの被害者の救済をいたしておられるが、それらの保険の充実方策をいかにすべきかというふうな問題がございまして、これらの今申し上げましたような問題は、運輸省の自動車局が担当しております自動車行政についての改善方策でございますので、まずそれらの点を第一着手として申しますか、深く掘り下げて御検討願つ

それから自家用自動車の保安方策につきましても、やはりこれは道路交通の面から申しますと、公安委員会あるいは警察庁が担当することではございますが、やはり運輸省といたしましても、自家用自動車の保安面からするところの討議が必要であろうと思つてございまして、

○山本伊三郎君 当審議会設置のときにいろいろ問題を提起しているのですが、自動車輸送についての問題は、これは緊急を要する問題であると思うので、要するに、できるだけ早く結論を出すべきだということも言っていると思います。もちろんそれは今おかれている交通行政を一気にこれを改革することは、単に運輸省だけの問題でいかなない点がたくさんありますから、それは承知しているのです。しかし、自動車の

輸送というものは、もう近代交通においての主役を演じているのですから、事故におきましても、相当自動車が主たる事故の役割という変に聞こえるかもしれませんが、主たる対象となつてはいるのですが、一年間延長されるようであるが、はたしていつごろこの結論を出してこれを実施に移す見通しがあるか、それを一つ政務次官から、政治的な問題だから、確信のある一つ答弁をしていただきたいと思います。また、この期間が切れるとまた延期だと、そういうことでは困る。

○政府委員(福家俊一君) お答えいたします。自動車行政の根本の方策の樹立のため重要な重要問題に限り、今後一年間で極力審議を終える予定でございます。

○山本伊三郎君 私、自動車関係の運輸関係の新聞をよく送ってきてくれるのですが、問題点はたくさんあるのです。おそれる私、今、政務次官が極力一年間でその結論を出すということを言われますが、私はそう簡単に結論が出るものではないと思う。これは単に交通行政ということではなくして、自動車企業と申しますか、そういうものとの関係性も私はあると思う。なれば一つ指摘していただきたいのですが、今日自動車生産が、各社で競うて国民車というものを作ってやっておる關係上、非常に複雑な問題が私にはあると思うのですが、それを運輸省で、この審議会の答申を待ってやるといふことになると、なかなかここで約束されたのはけつこうです。私はそのまま受けて今後見ておられますけれども、なかなかそう簡単にいかなないと思うのです。そこを一つ私はいつも審議すると

それから自家用自動車の保安方策につきましても、やはりこれは道路交通の面から申しますと、公安委員会あるいは警察庁が担当することではございますが、やはり運輸省といたしましても、自家用自動車の保安面からするところの討議が必要であろうと思つてございまして、

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。
第九一七号 昭和三十六年三月七日
建設省等勤務の定員外職員の設定に
関する請願
受理

請願者 北海道小樽市桜町三〇
三 松島武司外三十名
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。
第九二二号 昭和三十六年三月七日
建設省等勤務の定員外職員の設定に
関する請願(六通)

請願者 福島市宮下町九四 星
淳外五名
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。
第九二三号 昭和三十六年三月七日
建設省等勤務の定員外職員の設定に
関する請願(十通)

請願者 北海道帯広市東十四条
南五丁目 小笠原清外
九名
紹介議員 東 隆君
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。
第九五六号 昭和三十六年三月八日
建設省等勤務の定員外職員の設定に
関する請願(十四通)

請願者 北海道稚内市大黒町四
丁目 山崎弘義外十三
名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。
第九八一号 昭和三十六年三月九日
建設省等勤務の定員外職員の設定に
関する請願(二通)

請願者 福島県平市新町四四
菊池新一外一名
紹介議員 大河原一次君
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。
第八七〇号 昭和三十六年三月三日
公務員の寒冷地手当に関する請願(一
十三通)

請願者 山形市三日町六ノ一
本田茂外二十二名
紹介議員 山本伊三郎君
現行寒冷地手当は最高五級地で本俸及
び扶養手当の合算額の百分の八十にな
つており、寒冷地帯の気象条件によつ
て増高する燃料費、食糧費、被服費、
住居費等を基本として昭和二十七年に
おいて調査した価格をもつて級地別の
支給を算出したものである。昭和二十
七年以降現在まで政治統計を使用して
人事院が採用している現行支給区分決
定の構成、品目、価格を見ると相当上
昇を示しており、これらの騰貴率をも
つて当時から現在に修正し級地別の支
給額を算出すると五級地で約百三十
パーセントは必要価格であり、又昨年
十月公務員が増額されたにもかかわらず
現行寒冷地手当は約六十パーセント
の低い割合になつてゐるから、五級地
百分の八十を百分の百に、四級地百分
の六十を百分の八十に、三級地百分の

四十五を百分の六十に、二級地百分の
三十を百分の四十に、一級地百分の十
五を百分の二十に、それぞれ改正せら
れたいとの請願。
第九一三三号 昭和三十六年三月六日
公務員の寒冷地手当に関する請願
受理

請願者 山形県上ノ山市十日町
田中二三ノ一 武田平
重郎
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じ
である。
第九三二二号 昭和三十六年三月七日
公務員の寒冷地手当に関する請願(二
通)

請願者 長野県大町市大字大町
俵町 伊東幹雄外一名
紹介議員 木内 四郎君
現行寒冷地手当は寒冷の気象条件によ
り増高する燃料費、食糧費、被服費、
住居費等を昭和二十七年における調査
価格を使用しその支給額を算出したも
のである。従つてその後の生活費の増
高と全国有数の寒冷積雪地である長野
県に在在する公務員に支給される寒冷
地手当は実情にそなわななきわめて不
合理なものであるから、今国会におい
てぜひとも是正措置を講じ各級地とも
それぞれ引き上げられたいとの請願。
第九三三二号 昭和三十六年三月七日
公務員の寒冷地手当に関する請願(二
通)

請願者 長野市中村町中村岡地
宮川不二雄外一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第九三二二号と同じ
である。
第九三三三三号 昭和三十六年三月七日
公務員の寒冷地手当に関する請願(三
通)

請願者 長野県上田市新尾九五
亀甲谷隆男外二名
紹介議員 勝保 稔君
この請願の趣旨は、第九三二二号と同じ
である。
第九三四四号 昭和三十六年三月七日
公務員の寒冷地手当に関する請願(九
通)

請願者 山形市長 大久保伝蔵
外八名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じ
である。
第九五一号 昭和三十六年三月八日
公務員の寒冷地手当に関する請願(二
通)

請願者 長野県中野市長 青木
太郎外一名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第九三二二号と同じ
である。
第九五二二号 昭和三十六年三月八日
公務員の寒冷地手当に関する請願(三
通)

請願者 岩手県盛岡市上田中堰
七七ノ二全専完労働組

合盛岡支部内 坂本孝
輔外二名
紹介議員 小笠原二三男君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じ
である。
第九五三三三号 昭和三十六年三月八日
公務員の寒冷地手当に関する請願(四
通)

請願者 長野市上千歳町一、一
三四 五十川清外三名
紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第八三二二号と同じ
である。
第九五四四号 昭和三十六年三月八日
公務員の寒冷地手当に関する請願(六
通)

請願者 新潟県中蒲原郡亀田町
高山一八七 斎藤源子
外五名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じ
である。
第九五五五号 昭和三十六年三月八日
公務員の寒冷地手当に関する請願(八
通)

請願者 新潟市上大川前通十二
番町 高橋勲外七名
紹介議員 小林 孝平君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じ
である。
第九七〇〇号 昭和三十六年三月九日
公務員の寒冷地手当に関する請願(二
通)

請願者 岩手県盛岡市上田中堰
七七ノ二全専完労働組

請願者 長野県北安曇郡白馬村
神城 遠山鎮彰外一名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九七一号 昭和三十六年三月九日
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)

請願者 長野県北安曇郡白馬村
神城 長沢恵造外一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九七二号 昭和三十六年三月九日
公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 長野県大田市大字大町
二、一三〇 勝野国義
外二名

紹介議員 勝俣 稔君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九七三号 昭和三十六年三月九日
公務員の寒冷地手当に関する請願(十通)

請願者 山形県上山市松山二七
六ノ三 斎藤光子外九名

紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第九八二号 昭和三十六年三月九日
受理

公務員の寒冷地手当に関する請願(四通)

請願者 岩手県盛岡市上田中塚
七ノ二全専完装置分
会内 佐藤圭助外三名

紹介議員 小笠原二三男君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第九八三号 昭和三十六年三月九日
受理

公務員の寒冷地手当に関する請願(五通)

請願者 長野市返目町七六
小出勉外四名

紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九八四号 昭和三十六年三月九日
受理

公務員の寒冷地手当に関する請願(八通)

請願者 新潟県新津市新栄町税
務署宿舍内 長谷川二
郎外七名

紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第九八五号 昭和三十六年三月九日
受理

公務員の寒冷地手当に関する請願(九通)

請願者 新潟県南魚沼郡六日町
上町 中村次郎外八名

紹介議員 小林 孝平君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第九八六号 昭和三十六年三月九日
受理

公務員の寒冷地手当に関する請願(十八通)

請願者 新潟県南魚沼郡大和村
一村尾 小幡純三郎外
十七名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第九〇四号 昭和三十六年三月六日
受理

金し勲章年金等復活に関する請願

請願者 三重県上野市愛宕町
一、九四八全功連三重
県支部連合会内 榎井
伊一郎外三名

紹介議員 斎藤 昇君
占領地において一時効力を失った制度や既得権等も復活し、海外引揚者まで補償支払いが行なわれる等終戦後の処理がほとんど完了した今日、金し勲章年金及び同賜金に対しては、いまだになんらの措置もとられず本問題だけが放置されていることは、まことに遺憾にたえないから、国家が公約した既得権である年金証書及び賜金証書に基づき給与の実施、もしくは一律に国家の補償として昭和三十六年度において支払いを実行するより、すみやかに措置を講ぜられたいとの請願。

第九一九号 昭和三十六年三月七日
受理

福島県郡路村の寒冷地手当に関する請願

請願者 福島県田村郡郡路村
路村立郡路第一中学校
内 山崎芳郎外一名

紹介議員 田畑 金光君
福島県郡路村は、阿武隈山系の標高四百メートルから千メートル前後の稜線上に位置し、降雪期間は毎年平均十月初旬から翌年五月初旬頃にわたつており、寒冷地指定区分表によると、当地域は、指数二十三・五となり、四級地に該当するから、本村の寒冷地級を四級地に引き上げられたいとの請願。

第九二〇号 昭和三十六年三月七日
受理

福島県船引町旧移村地区の寒冷地手当に関する請願

請願者 福島県田村郡船引町船
引町立移小学校内 佐
々木実外一名

紹介議員 田畑 金光君
福島県船引町旧移村地区は、阿武隈高原の標高五百メートルから千メートル前後の稜線上に位置し、降雪期間は毎年平均十月初旬から翌年五月二十日前後にわたつており、寒冷地指定区分表によると、当地域は、指数二十四となり四級地に該当するから、これを四級地に格付けすると共に、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び新炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中の「百分の二十」を「百分の二十五」に改めて、一級地百分の二十、二級地百分の四十、三級地百分の六十、四級地百分の八十、五級地百分の百、の率でそれぞれ俸給の月額及び扶養手当の月額に乘じた額で支給するより格段の措置を講ぜられたいとの請願。

第九二二号 昭和三十六年三月七日
受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(五通)

請願者 福島県郡山市愛宕町三
ノ一 小野弘外十九名

紹介議員 田畑 金光君
建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上、定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期に継続勤務を行なっている常勤勤務者三千八百八十一名と常勤的非常勤職員一万三千五百五十八名を雇用しているが、これらの職員の身分を保障し、責任ある職務遂行がなされるより、定員法に基づく定数を三万六千三百一十一名に改正せられたいとの請願。

第九八七号 昭和三十六年三月九日
受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(八通)

請願者 福島県磐城市下川字稲
子塚 佐藤滋外四十五
名

紹介議員 大河原一夫君
この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

第九七四号 昭和三十六年三月九日
受理

米軍板付基地の爆音影響総合調査に関する請願

請願者 福岡市長 阿部源蔵
紹介議員 安部 清美君
米軍板付基地は、福岡市の都心部に近接し、この基地の爆音による被害地域は人口、面積とも全市の三分の一以上を占めている実情である。本市としては、基地の影響を受けている市民生活に対する措置を一日も猶予することは許されないから、本年一月十三日組織

された基地周辺環境整備等対策協議会
によつて、諸影響、諸障害対策の前提
となる諸調査をすみやかに実施せられ
たいとの請願。

三月十八日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、国家公務員等退職手当法の一部
を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を
改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部
を改正する法律案

国家公務員等退職手当法（昭和二
十八年法律第八十二号）の一部を
次のように改正する。

附則第七項中「第七条の下に」「又
は同条及び第七条の二第一項若しく
は附則第九項」を加える。
附則第九項以下を二項ずつ繰り下
げ、附則第八項の次に次の二項を加
える。

9 昭和二十年八月十五日において
外地の官署に所属する職員であつ
た者、同日において外国政府に使
用される者であつた者（職員又は
地方公務員として在職した後引き
続いて当該使用される者となつた
者に限る。）その他の政令で定める
者で同日において本邦外にあつた
もののうち、昭和二十八年八月一
日以後においてその本邦に帰還し
た日から政令で定める期間内に再
び職員となつたもの又は同年八月
一日以後において当該期間内に地
方公務員となり、引き続き地方公
務員として在職した後引き続いて
再び職員となつたものの勤続期間

（附則第四項に規定する勤続期間
に該当するものを除く。）について
は、政令で別段の定めをすること
ができる。

10 昭和二十八年七月三十一日に現
に在職する職員、同日に現に地方
公務員として在職し、同日後に引
き続いて職員となつた者又は前項
に規定する者のうち、先に職員と
して在職した後退職手当（これに
相当する給与を含む。）の支給を受
けて政令で定める退職をし、か
つ、再び職員となり、又は地方公
務員となつたことがあるもので政
令で定める要件をみたすものが退
職した場合におけるその者に対す
る第三条から第五条までの規定に
よる退職手当の額は、第三条から
第六条まで及び第七条の二第二項
の規定にかかわらず、同項の規定
に準じて政令で定めるところによ
り計算した額とする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 改正後の国家公務員等退職手当
法附則第七項、附則第九項及び附
則第十項の規定は、昭和三十六年
三月一日以後の退職に係る退職手
当について適用する。

三月二十日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。
一、国家公務員共済組合法等の一部
を改正する法律案
国家公務員共済組合法等の一部を
改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部
を改正する法律案
（国家公務員共済組合法の一部改
正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭
和三十二年法律第二百八十八号）の
一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「基礎とな
つた組合員期間」の下に「通算退
職年金又は退職一時金を受ける権
利を取得するに至らなかつた組合
員期間を含む。」を加える。
第四十一条第三項中「通信省」
を「郵政省」に改める。
第四十二条第二項中「属する月
以前」の下に「の組合員であつた
期間」を加え、同条第三項及び第
四項を削る。
第四十六条を同条第二項とし、
同条に第一項として次のように加
える。

組合員が第一百一条第三項の規
定により掛金に相当する金額を
組合に払い込むべき場合におい
て、その者に支給すべき給付金
（家族埋葬料に係る給付金を除
く）があり、かつ、その者が同
項の規定により払い込まなかつ
た金額があるときは、当該給付
金からこれを控除することがで
きる。
第四十八条第一項中「給付事
由」の下に「第七十条又は第七十
一条の規定による給付に係るもの
を除く。」を加え、「（給付事由）」
を「（当該給付事由）」に改める。
第五十三条第二項中「三十日」
を「三十日以内にされない」に改める。

第五十九条第二項中「第六十
一条第二項及び第六十七条第四
項」を「及び第六十一条第二項」に
改める。
第六十一条第一項に次のただし
書を加える。
ただし、その金額が六千円に
満たない場合には、六千円とす
る。
第六十一条第三項に次のただし
書を加える。
ただし、その金額が三千円に
満たない場合には、三千円とす
る。
第六十二条第一項中「出産し、
かつ、その生れた子を育てる場合
には」を「出産したとき（引き続
きその生れた子を育てないとき
を除く。以下次項において同じ。）
は」に、出産の日から引き続き育
てている期間（その期間が六月を
こえるときは六月とし、その期間
に一月に満たない端数があるとき
はこれを一月とする。）一月につき
四百円」を「二千四百円」に改め、
同条第二項中「かつ、その生れ
た子を育て」を削り、同条第三項
及び第四項を削る。
第六十六条第三項中「三日を越
過した日」の下に「（同日において
第六十九条の規定により傷病手当
金の全部を支給しないときは、そ
の支給を始めた日）」を加える。
第六十七条第四項に後段として
次のように加える。
この場合においては、第五十
九条第二項ただし書の規定を準
用する。
第六十九条中「その受ける金

額」の下に「を基準として政令で
定める金額」を加える。
第七十六条第二項中「三万四千
八百円」を「三万五千五百二十
円」に改め、同条第三項第二号中
「俸給」を「当該廃疾一時金の額
の算定の基礎となつた俸給の額」
に改める。
第八十三条に次の二項を加え
る。

5 前項の規定により支給された
差額に相当する金額は、長期給
付に關する規定（第七十九条の
二、第八十条の二、第八十条の
三及び第九十三条の二の規定を
除く。）の適用については、公
務によらない廃疾年金に係る場
合にあつては、俸給十二月分に
達するまでの金額については廃
疾一時金と、その残額については
退職一時金と、公務による廃
疾年金に係る場合にあつては、
退職一時金と、それぞれみな
す。

6 前項の規定により退職一時金
又は廃疾一時金とみなされる金
額の支給を受けた者に対する第
七十六条第三項、前条第三項及
び第八十八条第三項の規定の適
用については、第七十六条第三
項第一号中「当該退職一時金の
基礎となつた期間」とあるのは
「第八十三条第五項の規定によ
り退職一時金とみなされる金額
を俸給日額で除して得た数に相
当する日数（その日数が別表第
二の下欄に掲げる日数と一致し
ないときは、同欄の直近の少な
い日数）に応じ同表の上欄に掲

る。の下に「を基準として政令で
定める金額」を加える。
第七十六条第二項中「三万四千
八百円」を「三万五千五百二十
円」に改め、同条第三項第二号中
「俸給」を「当該廃疾一時金の額
の算定の基礎となつた俸給の額」
に改める。
第八十三条に次の二項を加え
る。
5 前項の規定により支給された
差額に相当する金額は、長期給
付に關する規定（第七十九条の
二、第八十条の二、第八十条の
三及び第九十三条の二の規定を
除く。）の適用については、公
務によらない廃疾年金に係る場
合にあつては、俸給十二月分に
達するまでの金額については廃
疾一時金と、その残額については
退職一時金と、公務による廃
疾年金に係る場合にあつては、
退職一時金と、それぞれみな
す。
6 前項の規定により退職一時金
又は廃疾一時金とみなされる金
額の支給を受けた者に対する第
七十六条第三項、前条第三項及
び第八十八条第三項の規定の適
用については、第七十六条第三
項第一号中「当該退職一時金の
基礎となつた期間」とあるのは
「第八十三条第五項の規定によ
り退職一時金とみなされる金額
を俸給日額で除して得た数に相
当する日数（その日数が別表第
二の下欄に掲げる日数と一致し
ないときは、同欄の直近の少な
い日数）に応じ同表の上欄に掲

ける期間」と、同項第二号中「十二月から控除」とあるのは「第八十三条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る俸給の額で除して得た数に相当する月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）から控除」とする。

第八十七条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一年以上組合員であつた者が組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものに對する前項の規定の適用については、「別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第三又は別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき（当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第三に掲げる廃疾の状態にあるときを含む）」とする。

第八十八條第二項及び第三項第二号中「二万一千円」を「二万一千三百六十円」に改める。

第九十六條中「場合には」の下に、「政令で定めるところにより」を加える。

第九十九條第二項第三号中「のうち、それぞれこれらの年金に係

る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべきこととなる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金に要する費用をこえる部分」を削る。

第一百一条第三項中「ときは」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「月の末日」を「毎月の末日」に改める。

第一百三條中「又は審査の請求」を「審査の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出」に改め、「その請求」の下に「申出又は届出」を加える。

第二百一一条に次の一項を加える。

3 船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する給付のうち、公務による廃疾年金又は公務による遺族年金は、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる給付とする。

第二百二十四條の次に次の一項を加える。

(公庫等に転出した復帰希望職員についての特例)

第二百二十四條の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関

連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び非常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復歸したとき」という。）の第三十八條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合員に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復歸希望職員」という。）が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

復歸希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復歸したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公庫等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公庫等職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 前項の場合において、第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給は」とある

のものは、「俸給（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。以下この項において同じ。）は」とする。

4 復歸希望職員及び公庫等については、当該復歸希望職員の転出の時にさかのほつて、第六章（第九十九條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「一の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百條第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二條中「各省各庁の長（自治大臣を含む。）又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「公庫等」と読み替へるものとする。

5 復歸希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなかつたとき（引き続き復歸したときを除く。）は、その組合又は連合会は、政令で定めるところにより、当該復歸希望職員及び公庫等に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

第百二十五條第一項中「第四十一条第二項」の下に「及び前条」を加え、同条第二項中「とき、又は職員が組合職員となつたとき」を「場合又は職員が組合職員となつた場合において、その者が、そ

のなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、第三十八條第二項及び第三項の規定を適用しないことを希望する旨を組合に申し出たときは、これらの規定は、適用しない。この場合において」に改め、同条第三項を削る。

第百二十六條第二項中「第四十一条第二項の規定及び」を「第四十一条第二項及び第百二十四條の二の規定並びに」に改め、同条第三項中「及び第三項」を削る。

附則第十三條の二第二項中「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「百分の一・七」とあるのは「百分の一・七」とを削り、「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改める。

別表第三の下欄中「四六、八〇〇円」を「四七、五二〇円」に、「三四、八〇〇円」を「三五、五二〇円」に、「一九、八二四円」を「一九、三二〇円」に、「一九、八二四円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 再就職者に関する経過措置（第四十一条）」を「第七章 再就職者に関する経過措置（第四十一条、第四十二条）」に改める。

第二条 第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 旧法等 旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に關する法令で長期給付に相當する給付について定めていたものをいふ。

第二条第一項第五号中「旧法」を「旧法等」に改め、同項第十三号中「及び恩給」を「恩給」に改め、「通算される期間」の下に「及び在職年の計算上恩給公務員としての在職年月数に加えられる期間」を加え、同項第十九号及び第二十二号中「第四十二号第二項から第四項まで」を「第四十二号第二項」に改め、同条第二項中「前項」の下に「第十七号又は第十七号の二に掲げる額を算定する場合には、第五条第一項の規定は、適用しないものとし、前項」を加える。

第五条第三項中「停止する。」を「停止し、その者が施行日以後の職員である期間内に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。」に改め、同条第四項中「基礎となつた期間」の下に「(普通恩給を受ける権利を有する者が再び恩給公務員となり、施行日前に再び退職した場合において、普通恩給の改定が行なわれなかつたときにおけるその再び恩給公務員となつた日以後の恩給公務員期間を含む。)」を加える。

第七条第一項ただし書中「在職年」の下に「(当該一時恩給を受ける権利を取得するに至らなかつた在職年を含むものとし、第五条

第二項の規定によりその権利が消滅したる在職年を除く。以下第十九条第一号において同じ。)」を加え、「旧法又はその施行前の共済組合に關する法令」を「旧法等」に改め、「基礎となつた期間」の下に「(退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた期間を含む。以下第十九条第二号において同じ。)」を加え、同項第一号中「以外の年月数」の下に「及び同条第四項に規定する加算年の年月数」を加え、同号に次のように加える。

二 法律第五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定により普通恩給の基礎となるべき在職年の計算上加えられるべき期間を有する更新組合員の恩給公務員期間のうち、その加えられるべき期間を加えることとす。新法第七十六条、次条又は第十一条の規定に該當するに至つた場合における当該期間及びその加えられるべき期間を加えるものとすれば、これらの規定による退職年金の支給を受けることができたる最短期間をこえることとなる場合におけるそのこえる期間

第七条第一項第二号中「旧法」を「旧法等」に改め、同項第五号中「及び国」を「国」に改め、「旧長期組合員に該當するもの」の下に「及び旧特別調達庁法(昭和二十二年法律第七十八号)に規定する特別調達庁に勤務する者で職員に相當するもの」を加える。

第九条中第二号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続き職員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

和二十二年法律第七十八号)に規定する特別調達庁に勤務する者で職員に相當するもの」を加える。

三 法律第五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後職員となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

第十一条第二項中「その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額」を削り、同項第一号中「年数」の下に「(その年数が四十年をこえるときは、四十年。以下次号において同じ。)」を加え、同条第三項中「第三号までの期間」の下に「(同項第一号の期間のうち四十年をこえる期間を除く。)」を加える。

第十二条第二号中「旧法第四十一条」を「旧法等」に、「又は第三号の期間に限る。」を「及び第三号に掲げる期間に限るものとし、同

号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号に掲げる期間に加算するものとする。」に改め、「第一号の期間」の下に「(控除期間については、同項第一号及び第二号の期間)」を、「百分の〇・七五」の下に「(控除期間については、百分の〇・五)」を、「百分の〇・五」の下に「(控除期間については、百分の〇・五)」を、「相當する金額」の下に「(その額が同項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額をこえるときは、当該金額)」を加える。

第十三条第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に、「次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる者」を「前条各号に掲げる者」に、「前条各号において控除すべきこととされている」に改め、各号を削る。

第十九条第二号中「旧法又はその施行前の共済組合に關する法令」を「旧法等」に改める。

第二十三条第一項中「場合には、」の下に「当該各号において控除すべきこととされている金額を加え、」それぞれ第十二条各号において控除すべきこととされている金額に相當する金額を」を削る。

第二十四条中「第十三条第二項各号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十一条を第三十一条の二とす。

し、第五章第二節同条の前に次の一条を加える。
(組合員期間二十年をこえる者に係る特例)

第三十一条 更新組合員に係る新法第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第二十二号第一項各号の期間に應じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

第三十二条の二中「二万一千円」を「二万一千三百六十円」に、「第十三条第二項各号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十三条中「新法第八十八条第一項第一号」の下に「又は第三十一条」を加え、「二万八千六百二十円」を「三万五千五百二十円」に、「第十三条第二項各号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十八条第二項本文中「第七條第一項第一号」を「第七條第一項第一号ロ」に改める。

るのは「当該組合員となつた日以後」とを加え、同条第三項中「前項」の下に「及び次条」を加え、「及び同項に係る」を「その他の」に改め、第七章中同条の次に次の一条を加える。

(再就職者に係る退職年金等の額に関する特例)

第四十一条の二 更新組合員であつた者が退職一時金の額の算定につき第十九条の規定の適用を受け、その後再び長期組合員となつたものに対する前条第一項において準用する前条第一項の規定の適用については、同項第一号、同項第二号若しくは第三号又は同項第四号の金額は、これらの規定の例により算定した金額からそれぞれ第一号、第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第十九条第一号に掲げる金額の十五分の一に相当する金額

二 その者を第十二条第二号に掲げる更新組合員とみなした場合に同号の規定により控除すべきこととなる金額

三 第十九条第三号の期間の年数一年につき、新法の俸給年額の百分の一・四に相当する金額

2 新法第八十条の規定による退職一時金又は新法第八十七条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者(新法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)でその後再び長期組合員となつたもの(前項の規定

の適用を受ける者を除く。)に対する前条第一項において準用する前条第一項の規定の適用については、同項第四号の金額は、同号の規定の例により算定した金額から新法第七十六条第三項第一号又は第二号に掲げる金額(その額が第十一条第一項第四号の規定の例により算定した金額をこえるときは、当該金額)を控除した金額とする。

3 前二項に規定する者について前条第一項の規定により第十三条第二項、第二十三条、第二十四条、第三十二条の二又は第三十三条の規定を準用する場合には、これらの規定中「前条各号に掲げる者」とあり、又は「第十二条各号に掲げる者」とあるのは、「第四十一条の二第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは、「これらの規定」と読み替へるものとする。

第四十二条第一項中「前条」を「第四十一条」に改める。

第四十五条第二項中(その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額)を削り、同項第一号中「年数」の下に(その年数が四十年をこえるときは、四十年。以下次号において同じ。)を加え、同条第三項中「第一号の期間」の下に(四十年をこえる期間を除く。)を加える。

第四十五条の三第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に改める。

第四十六条第一項中「及び第二十三条」を「から第二十四条まで」に、「第二十三条中」を「第二十三条及び第二十四条中」に改め、「第十二条第一号」との下に「当該各号」とあるのは「同号」とを加える。

第四十八条を第四十七条の二とし、同条の次に次の一条を加える。(警察職員等の公務による遺族年金に関する経過措置)

第四十八条 恩給更新組合員である警察職員等につき新法第八十条第一項第一号の事由が生じた場合における第四十二条第一項において準用する第三十一条及び第三十三条の規定の適用については、第三十一条中「二十年をこえる組合員期間」とあるのは「十五年をこえる警察職員等であつた期間」と、「第二十二條第一項各号の期間」とあるのは「第四十六条第一項の規定により適用される第二十二條第一項第一号及び第四号の期間」と、「第三十三條中「第十二條各号」とあるのは「第十二條第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」とする。

第五十条第一項中「職員であつた期間があるときは、これらの者に対する長期給付に関する規定」を「対する第四章、第五章及び第五十五条第一項の規定」に、「当該期間」を「新法第三十八條第一項に規定する組合員期間に算入しないもの」を「第四章及び第五章中「公務」とあるのは「業務」と、

第五十五条第一項中「因」とあるのは「組合又は連合会」に改める。

第五十四条中「又は第六條第一項本文」を「第六條第一項本文又は第四十條第一項」に改め、「組合」の下に(連合会加入組合に係る場合にあつては、連合会)を加える。

第五十五条第三項中「公営企業金融公庫」の下に「中小企業信用保険公庫」を加える。

別表中「一六〇、二〇〇円」を「一六五、〇〇〇円」に、「九八、二〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、「五三、二〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に改め、同表の備考五中「生れた」を「生まれ」に改め、同号の子とあわせて四人をこえない人数に限り)を削る。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七條第一項第一号及び同法別表の改正規定(同表中廃疾の程度一級に対応する金額の改正規定及び備考五の改正規定を除く)並びに同法第九條第一号の次に二号を加える改正規定は、昭和三十六年十月一日から、同法別表備考五の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

(給付に関する規定の一般的適用区分) 第二条 改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)

第七十六條第二項、第八十七條第二項及び第三項、第八十八條第二項及び第三項、第九十一條第三項、附則第十三條の二第三項及び別表第三並びに改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第二條第一項第五号及び第十三号、第七條第一項第二号及び第五号、第十一條、第十二條、第十三條第二項、第二十三條、第二十四條、第三十一條、第三十二條の二及び第三十三條(これらの規定を改正後の施行法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。)、第四十一條の二、第四十五條第二項及び第三項、第四十五條の三第二項、第四十六條第一項、第四十八條並びに別表(廃疾の程度一級に対応する金額に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付事由について適用し、同日前に給付事由が生じた給付事由については、なお従前の例による。

(給付金からの控除等に関する経過措置) 第三条 改正後の法第四十六條第一項及び第九十六條の規定は、施行日以後の組合員期間に係る掛金及び同日以後に給付事由が生じた給付について適用する。

(損害賠償の請求権に関する経過措置) 第四条 改正後の法第四十八條第一項の規定は、第三者の行為により施行日以後に給付事由が生じた場合について適用し、同日前に給付

事由が生じた場合については、なお従前の例による。

(出産費等に関する経過措置)

第五条 施行日前に出産した組合員若しくは組合員であつた者又は組合員の被扶養者である配偶者に係る出産費、配偶者出産費又は育児手当金の支給については、なお従前の例による。

(傷病手当金の支給に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第六十六條の規定により傷病手当金の支給を受けている者に対する当該手当金の支給の期間については、なお従前の例による。

(国等の負担金に関する経過措置)

第七条 改正後の法第九十九條第二項の規定は、施行日の属する月分以後の国(同法附則第二十二條第三項の場合にあつては、地方公共団体。以下この条において同じ。)の負担金について適用し、同月前の月分の国の負担金については、なお従前の例による。

(公庫等に転出した復帰希望職員) についての特例に関する経過措置

第八条 改正後の法第二百二十四條の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する公庫等職員となるため退職した者について適用する。(住宅金融公庫の役員に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限

る。)で住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第二項の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものとみなす。

2 前項の規定に該当する者(以下「公庫職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。)の改正後の法第三十八條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、公庫職員となる前の組合員に申し出たときは、その者に係る恩給(次に掲げるものを除く。)は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

1 その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給

2 その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの

の施行法の長期給付に関する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

4 前項の規定の適用を受けた者に係る恩給(第二項各号に掲げるものを除く。)を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなす。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとす。

5 改正後の法第二百二十四條の二第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「当該復帰希望職員の転出の時」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第

6 第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に関する法令の規定の適用については、その者の引き続き公庫職員としての在職期間中普通恩給についての最短期間年限に達する日において退職したものとみなし、その者については、前四項の規定を準用する。この場合において、第二項から第四項まで中

「施行日」とあり、又は前項中「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第

号)の施行の日」とあるのは、「普通恩給についての最短期間年限に達する日」と読み替へるものとす。

(公団等の役員に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保険公庫又は首都高速道路公団(以下この項において「公団等」という。)に在職する者(公団等に在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限る。)で、引き続き公団等に在職し、更に引き続き恩給法第十九條に規定する公務員(以下「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下「公務員とみなされる者」という。)となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定により当該公団等の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者の在職年月数に通算されることとなるもの(以下「公団等職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公団等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したとき改正後の法第三十八條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を、公団等職員となる前の組合員に申し出たときは、改正後の施行法第四十一條第四項の規定

は、施行日以後、その者については適用しない。

一 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第五十九條第三項及び第四項

二 愛知用水公団法(昭和三十年法律第四十一号)第四十八條第三項及び第四項

三 農地開発機械公団法(昭和三十年法律第四十二号)第三十七條第三項及び第四項

四 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第三十七條第三項及び第四項

五 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)第四十四條第三項及び第四項

団等職員として在職し、引き続き復職したときは、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定（改正後の法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公団等職員であつた期間引き継ぎ組合員であつたものとみなす。

3 前項の規定に該当する者に対する改正後の施行法第四十一条第四項の規定の適用については、同項中「当該期間」とあるのは、当該期間（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号）の施行の日前の期間に限る。）とする。

4 前条第五項の規定は、復帰希望職員について準用する。
（その他の公庫等職員に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前に公務員若しくは公務員とみなされる者又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き改正後の法第二百二十四条の二に規定する公庫等職員となり、引き続きこの法律の施行の際現に当該公庫等職員として在職するもの（その在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限るものとし、公庫職員、公団等職員並びに附則第二十二條に規定する復帰希望役員及び復帰希望組合員を除く。以下「その他の公庫等職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以

後の引き続きその他の公庫等職員としての在職期間を、これに引き継ぎ復職したときの改正後の法第三十八條の規定による組合員期間の計算上組合員とみなされることを希望する旨をその他の公庫等職員となる前の組合に申し出たときは、その者に係る普通恩給（改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第五條第二項ただし書（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた普通恩給を除く。）並びに退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続きその他の公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 附則第九條第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「恩給（第二項各号に掲げるものを除く。）」とあるのは「附則第十一條第一項に規定する普通恩給並びに退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金」と、「増加恩給と併給される普通恩給」とあるのは「改正前の施行法第六條第一項ただし書（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた退職年金」と読み替へるものとする。
（組合職員の取扱いに関する経過措置）

第十二條 施行日前に組合職員が職

員となり、又は職員が組合職員となつた場合における長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。
（増加恩給の受給権が消滅した場

合に関する経過措置）
第十三條 改正後の施行法第五條第三項（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつた者について適用し、同日前に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつた者については、なお従前の例による。
（除算された加算年の算入に伴う経過措置）
第十四條 更新組合員又は改正後の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者（以下「再就職者」という。）が昭和三十七年九月三十日以前に退職し、又は昭和三十六年九月三十日以前に死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」という。）附則第二十四條第四項及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和三十七年十月分（遺族年金については、昭和三十六年十月分）から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2 前項の規定は、法律第五十五号附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、改正前の法、改正前の施行法、改正後の法若しくは改正後の施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（改正後の法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、当該一時恩給又はこれらの一時金の額（同法第八十條第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部分が組合に返還されるときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。
（旧日本医療団職員期間等の算入に伴う経過措置）

第十五條 更新組合員又は再就職者が昭和三十六年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、在職年の計算につき次に掲げる規定を適用するときは、退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、同年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

1 法律第五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項並びに改正後の施行法第二条第一項第十三号及び第七條第一項第一号
2 改正後の施行法第九條第二号又は第三号
3 昭和三十六年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者につき改正前の法、改正前の施行法、改正後の法又は改正後の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、在職年の計算につき法律第五十五号附則第四十二条第一項第一号又は第二号及び改正後の施行法第二条第一項第一号及び第二号の三の規定を適用するときは、これらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後これらの規定を適用してその額を改定する。
（旧特別調達庁職員であつた期間の取扱い等）

第十六條 改正後の施行法第七條第一項第五号の規定の適用を受ける者の同号の規定の改正により組合員期間に算入されることとなつた期間は、施行日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 政府は、厚生保険特別会計の年金勘定の積立金のうち、前項に規定する者の厚生年金保険の被保険

金又は遺族年金を支給する。
一 法律第五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項並びに改正後の施行法第二条第一項第十三号及び第七條第一項第一号
二 改正後の施行法第九條第二号又は第三号
3 昭和三十六年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者につき改正前の法、改正前の施行法、改正後の法又は改正後の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、在職年の計算につき法律第五十五号附則第四十二条第一項第一号又は第二号及び改正後の施行法第二条第一項第一号及び第二号の三の規定を適用するときは、これらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後これらの規定を適用してその額を改定する。
（旧特別調達庁職員であつた期間の取扱い等）

者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。(公務による廃疾年金の額に關する経過措置)

第十七条 昭和三十六年九月三十日以前に給付事由が生じた公務による廃疾年金の同年九月分までの額の算定については、なお従前の例による。ただし、施行日から同年九月三十日までの間に給付事由が生じた公務による廃疾年金で廃疾の程度が二級又は三級である者に係るもの額の算定については、改正前の施行法別表中「九八、二〇〇円」とあるのは「一〇三、〇〇〇円」と、「五三、二〇〇円」とあるのは「五八、〇〇〇円」とする。

2 昭和三十六年九月三十日において現に公務による廃疾年金の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十四条(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び同法別表(同表中廃疾の程度一般に對應する金額に係る部分を除くものとし、備考五の改正がなかつたものとする。)の規定により算定した額(施行日前に給付事由が生じた公務による廃疾年金で廃疾の程度が二級又は三級である者に係るものにあつては、同表中「一〇五、〇〇〇円」とあるのは「一〇〇、二〇〇円」と、「六四、〇〇〇円」とあるのは「五九、二〇〇円」として算定した額。)に改

定する。ただし、改定後の年金額が従前の年金額に達しない者については、この改定を行なわない。

3 昭和三十六年十二月三十一日において現に公務による廃疾年金の支給を受けている者のうち、改正後の施行法別表備考五に規定する退職後に生まれた子が同表備考四に規定する子とあわせて四人をこえている者については、昭和三十七年一月分以後、同表備考三の規定による加算額(以下次項において「加算額」という。)を同表備考三から五までの規定により算定した額に改定する。

4 昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた公務による廃疾年金の同年十二月分までの加算額の計算については、なお従前の例による。

(債務の保証に關する経過措置)
第十八条 改正後の施行法第五十四条の規定は、施行日以後に消滅する権利に係る債務について適用し、同日前に消滅した権利に係る債務については、なお従前の例による。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)
第十九条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の三から第五十三条の六までを次のように改める。

第五十三条の三から第五十三条の六まで 削除

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
第二十条 炭鉱離職者臨時措置法

(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

第四十二条及び第四十三条 削除
(医療金融公庫法の一部改正)

第二十一条 医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十項から第十五項までを削り、以下六項ずつ繰り上げる。

(石炭鉱業合理化事業団の復帰希望役職員等の取扱いに關する経過措置)
第二十二條 この法律の施行の際現に改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第五十三条の三第一項に規定する復帰希望役職員、改正前の炭鉱離職者臨時措置法第四十二条第一項に規定する復帰希望組合員又は改正前の医療金融公庫法附則第十項に規定する復帰希望役職員に該当する者に対する国家公務員共済組合法の長期給付に關する規定の適用並びにこれらの者に係る掛金及び負担金については、なお従前の例による。